

南会津町

地球温暖化対策実行計画

（区域施策編）

令和7（2025）年3月 福島県南会津町

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されました。

目 次

第1章 計画策定の背景

1-1	気候変動の影響.....	01
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向	02
1-3	南会津町の取組.....	05

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の位置づけ	06
2-2	計画期間	07
2-3	計画の対象	07

第3章 南会津町の地域特性

3-1	地域の概況	09
3-2	土地利用状況	10
3-3	人口	11
3-4	気象状況	12
3-5	産業	15
3-6	交通	16
3-7	廃棄物処理状況	19
3-8	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	20
3-9	地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査結果）	35

第4章 二酸化炭素排出量の現状把握と将来推計

4-1	二酸化炭素排出量の現況.....	47
4-2	二酸化炭素排出量の将来推計	50

第5章 将来像と計画の目標

5-1	将来像と計画の目標	58
5-2	地域課題同時解決の考え方	59
5-3	二酸化炭素排出量削減目標.....	60
5-4	再生可能エネルギー導入目標	61

第6章 目標達成に向けた施策

6-1

施策の体系図

63

6-2

施策の推進

64

第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1

計画の推進体制

80

7-2

計画の進捗管理

81

資料編

資料編

82

【本計画の図表について】

・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

・脚注は「※」で示しています。



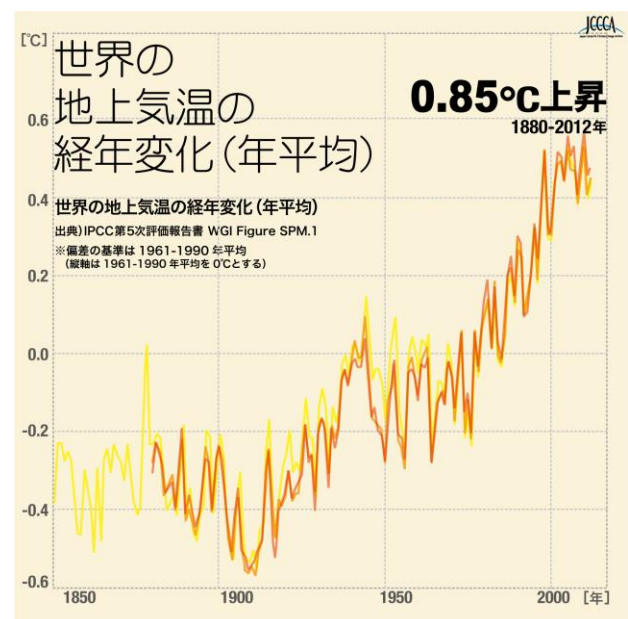
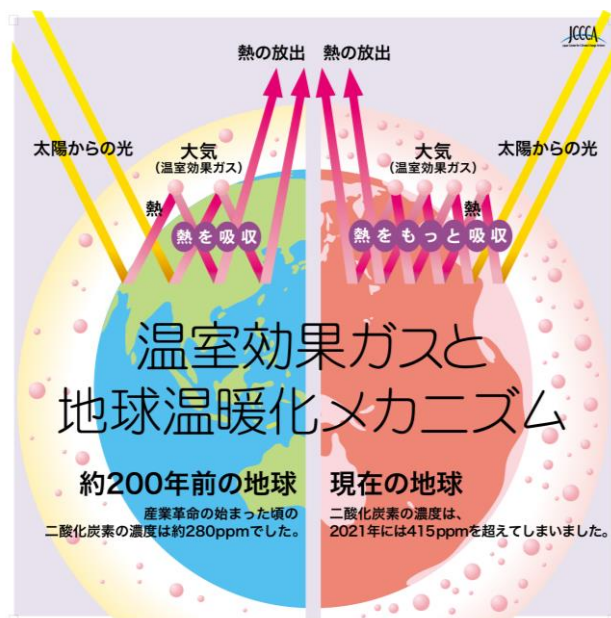
第 1 章 計画策定の背景

1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1 地球温暖化の仕組みと世界の地上気温の経年変化

本町においても、近年大型化した台風や集中豪雨といった過去にない自然災害が発生しています。令和元（2019）年10月に福島県に接近した台風19号による記録的な大雨では、駒止湿原への町道が寸断されるなど道路、農地への被害が発生しました。人的被害はありませんでしたが、避難者数は186世帯355人で、住家では半壊1戸、床上浸水1戸、床下浸水2戸が確認されました。

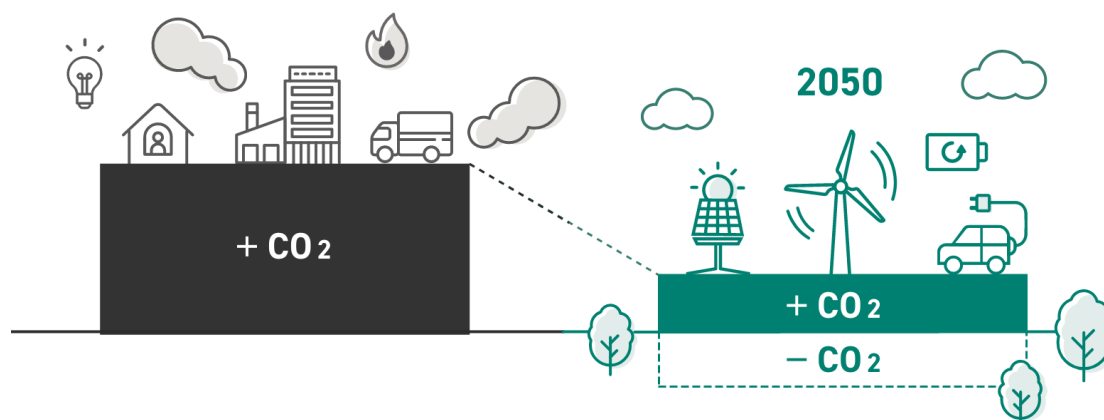
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：脱炭素ポータル

図1-2 カーボンニュートラルのイメージ

また、平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけではなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

図1-3 SDGs17の目標

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5(2023)年5月には、GX(グリーントランスフォーメーション)を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律が公布されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和6(2024)年9月末現在、全国1,122自治体、福島県内では23市町村が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明している状況です。

脱炭素化に向けた取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。異常気象は今後も頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠になります。

日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成30(2018)年に制定し、令和6(2024)年4月には熱中症対策強化のため、改正気候変動適応法が施行されました。各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図1-4 地球温暖化と適応策、緩和策の関係

(3) 福島県の取組

福島県では、平成23(2011)年8月に策定した「福島県復興ビジョン」において、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念の1つとして掲げました。原子力に依存しない社会を目指すことなどを踏まえ、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立させるという課題を解決していくため、「地球温暖化対策推進計画」に基づき、地球温暖化対策を進めてきました。

本県では、原子力に依存しないエネルギーとして、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、国と連携した「福島新エネ社会構造」や「福島イノベーション・コースト構想」の具体化など、復興に向けた取組を進めています。

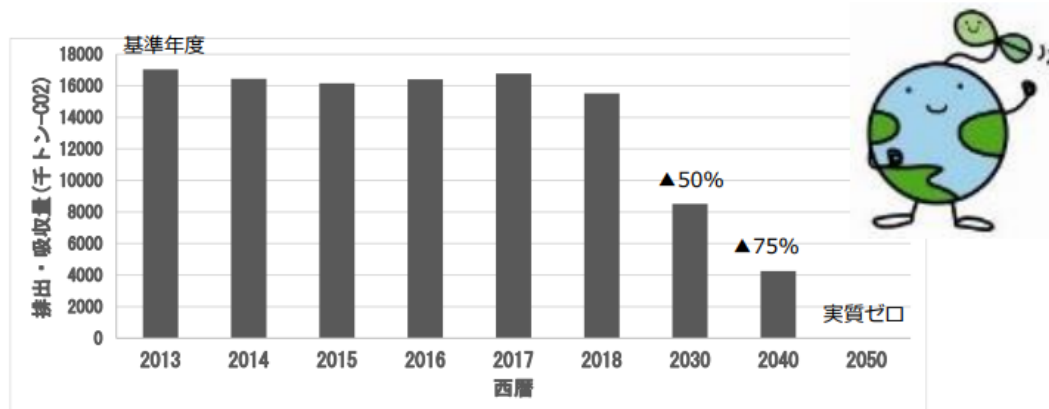
また、本県においても、令和元(2019)年10月の台風19号等による災害の影響がいまだに残るなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっていることから、県議会において、令和3(2021)年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しています。

○ 削減目標

【温室効果ガス排出削減目標（2013年度比）】

2030年度	2040年度	2050年度
▲50%	▲75%	実質ゼロ

※部門別の削減目標はロードマップに明示



出典：福島県地球温暖化対策推進計画

図1-5 福島県の温室効果ガス排出削減目標

1-3 南会津町の取組

本町では平成19(2007)年2月に「南会津町地域新エネルギービジョン」を策定し、木質バイオマスや太陽光、地中熱や雪氷冷熱などの地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入などに取り組んできました。

また、平成21(2009)年3月には、「南会津町環境基本条例」に基づき「南会津町環境基本計画」を策定し、平成30(2018)年12月には1回目の改定となる「第2次南会津町環境基本計画」を策定しました。

さらに、同年12月に町及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として「南会津町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

また、具体的な取組として、平成24(2012)年より、公共施設に再生可能エネルギー設備(太陽光発電・蓄電池、木質バイオマスボイラー、地中熱)を導入し、平成30(2018)年から、太陽光蓄電システム設置費補助事業を実施しています。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「南会津町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。



第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、また、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第3次南会津町総合振興計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月閣議決定）」、県の「福島県地球温暖化対策推進計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「第2次南会津町環境基本計画」、「南会津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「南会津町都市計画マスタープラン」、「第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「南会津町公共施設等総合管理計画」等と整合を図り推進します。

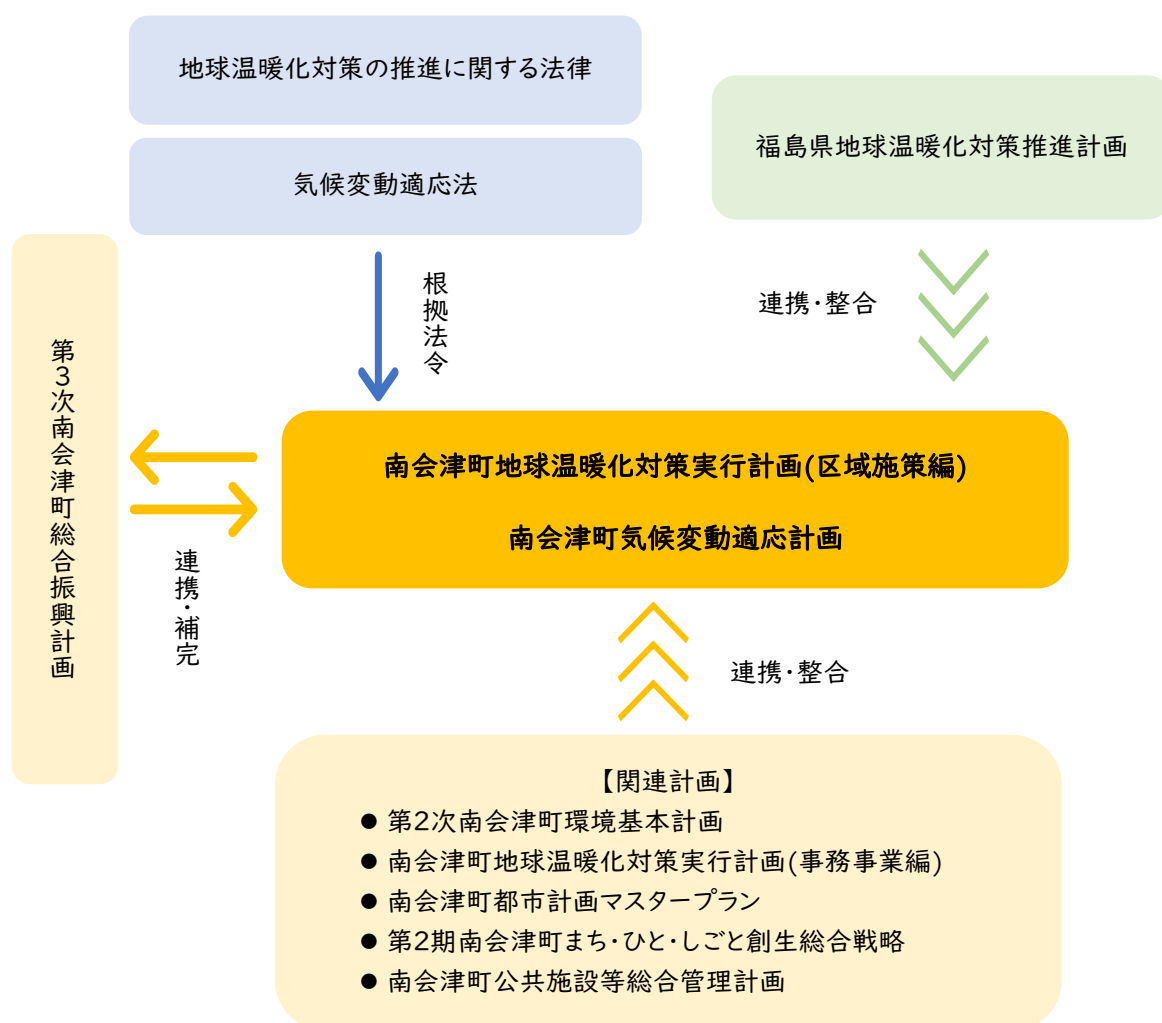


図2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

本計画の期間は令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「福島県地球温暖化対策推進計画」を踏まえ、平成25（2013）年度、目標年度は中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。



図2-2 計画期間

2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

南会津町全域を対象とします。町、町民、町内事業者が一丸となり、脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	南会津町全域
------	--------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※1	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※2	
家庭部門※3	
運輸部門※4	自動車（旅客）
	自動車（貨物）
廃棄物分野（焼却処分）※5	一般廃棄物

※1…製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出



第3章 南会津町の地域特性

3-1 地域の概況

本町は、福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町、只見町、檜枝岐村、大沼郡の昭和村、栃木県那須塩原市、日光市と隣接し、東北地方の南の玄関口となる地域です。

東西は43km、南北は38kmにおよび、総面積は886.47km²です。本州の町村では岩手県岩泉町、新潟県阿賀町に次いで3番目に広い面積を有しています。

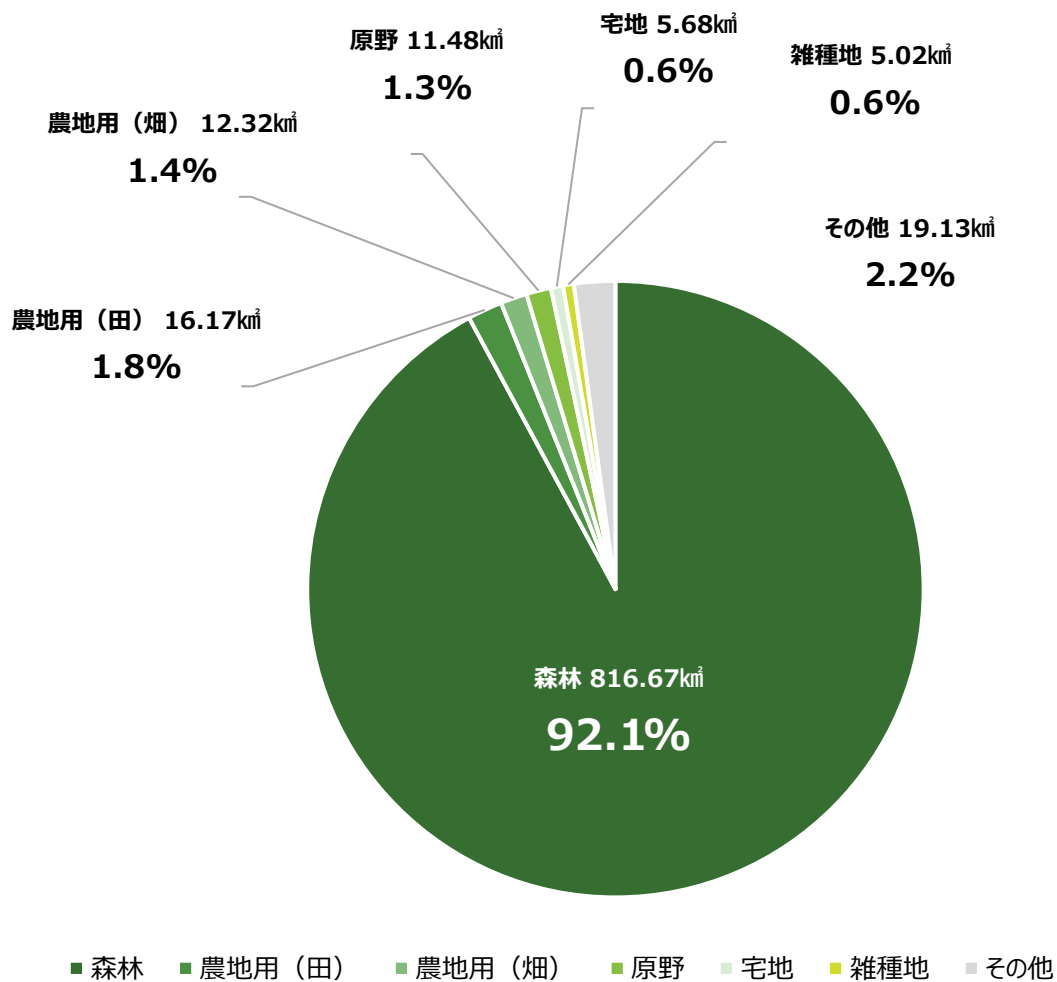
地形は、越後山系から連なる帝釈山（標高2,059.6m）を最高峰に、山に囲まれています。河川は、荒海山を源とする阿賀川と伊南川などが流れています。両河川とも阿賀野川水系の河川で、伊南川は、只見町で尾瀬を源流とする只見川に合流したのち、喜多方市山都町三津合で阿賀川に合流します。



図3-1 南会津町位置図

3-2 土地利用状況

本町の総面積886.47km²のうち、森林が816.67km²で92.1%と最も高い割合を占めています。次いで、農地用(田)が16.17km²で1.8%、以降は農地用(畑)、原野、宅地、雑種地と続きます。



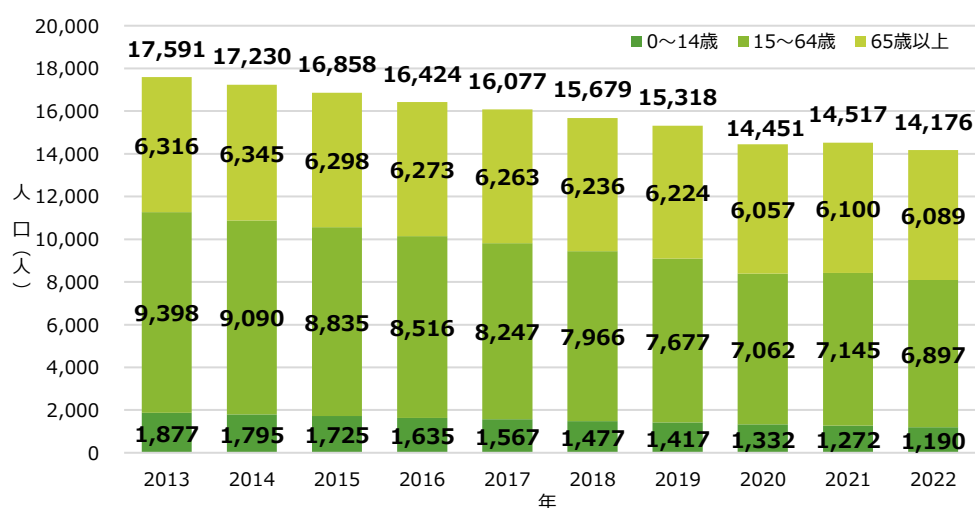
南会津町 HP のデータを基に作成

図3-2 土地種別割合

3-3 人口

本町の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、すべての年代において減少傾向にあります。

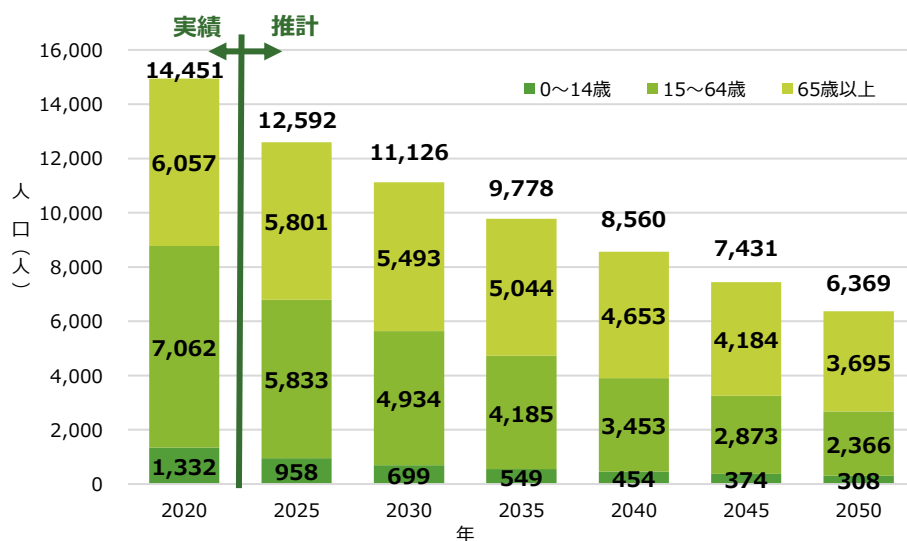
さらに、住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、2035年には65歳以上の人口が全体の2分の1を上回ることが予測されています。



住民基本台帳のデータを基に作成

※年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

図3-3 人口推移



2020年は住民基本台帳のデータを基に作成
2025年～2050年は国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

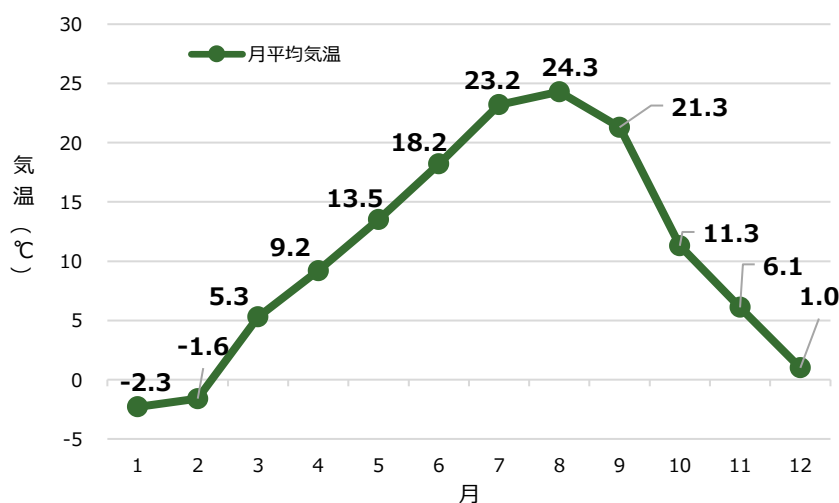
図3-4 人口の将来推計

3-4 気象状況

(1) 気温

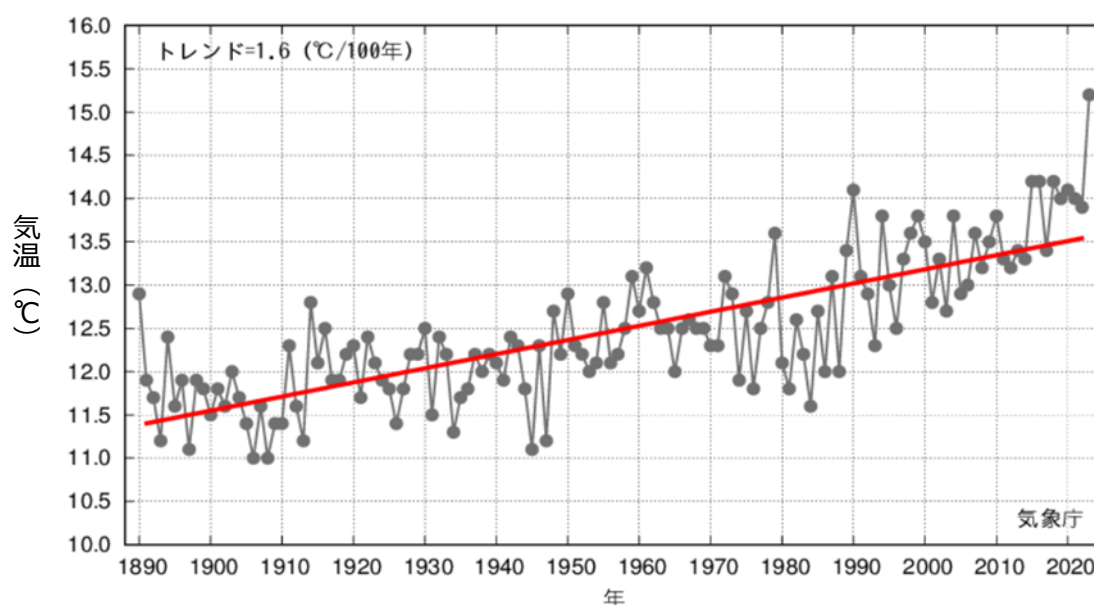
本町の気候は、夏は朝夕しのぎやすく、冬は厳しい日本海型に属し、田島地域は豪雪地帯、館岩・伊南・南郷地域は特別豪雪地帯に指定されています。月平均気温は冬季にはマイナスになります。

年平均気温は100年当たり1.6℃の割合で上昇しており、平均気温の上昇に伴い、猛暑日（最高気温が35℃以上の日）は増加傾向にあり、真冬日（最高気温が0℃未満の日）は減少傾向にあります。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

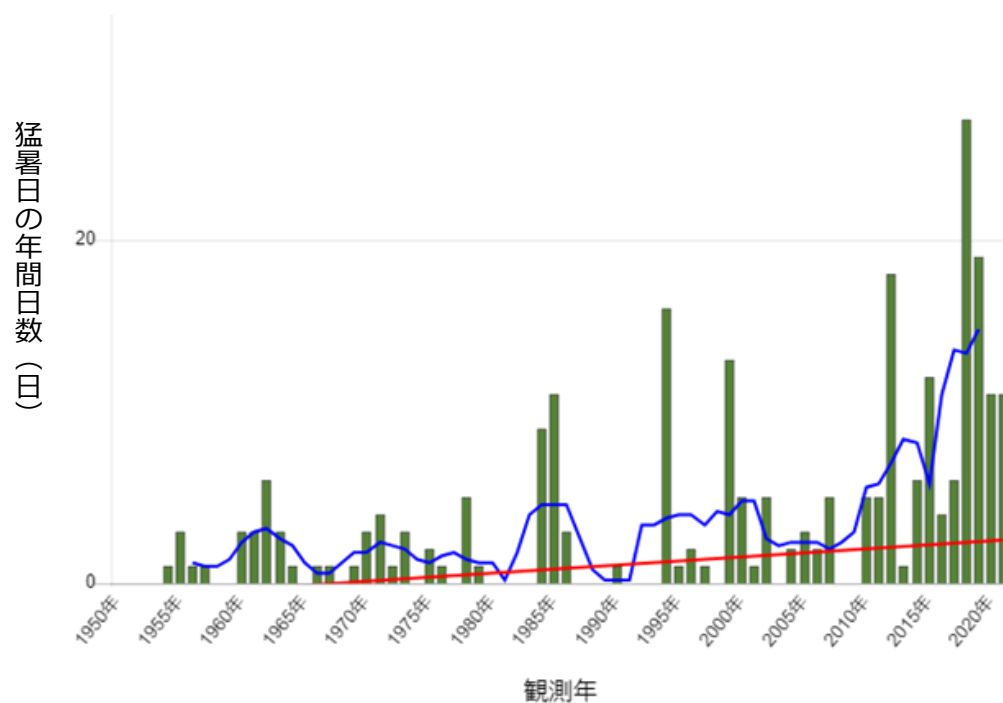
図3-5 田島観測所における令和5(2023)年度の月平均気温



出典：仙台管区気象台ホームページ

※折線(黒)は各年の気温、直線(赤)は長期的な変化傾向を示しています。

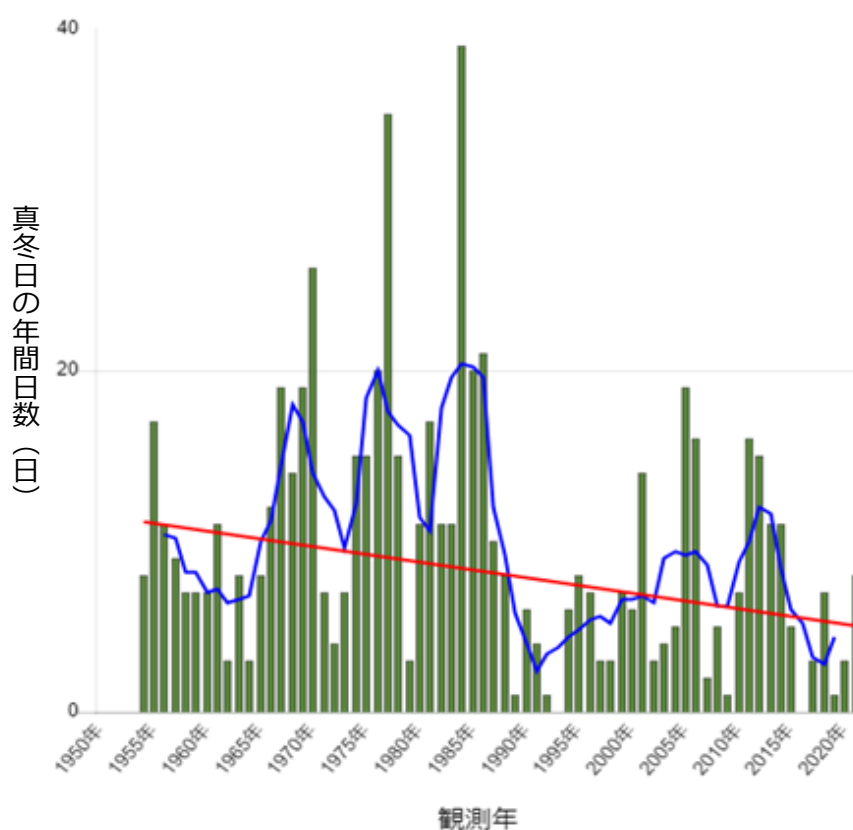
図3-6 福島観測所における年平均気温の推移



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

※棒（緑）は各年の猛暑日日数、折線（青）は5年移動平均、直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。

図3-7 若松観測所における年間猛暑日日数の推移



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

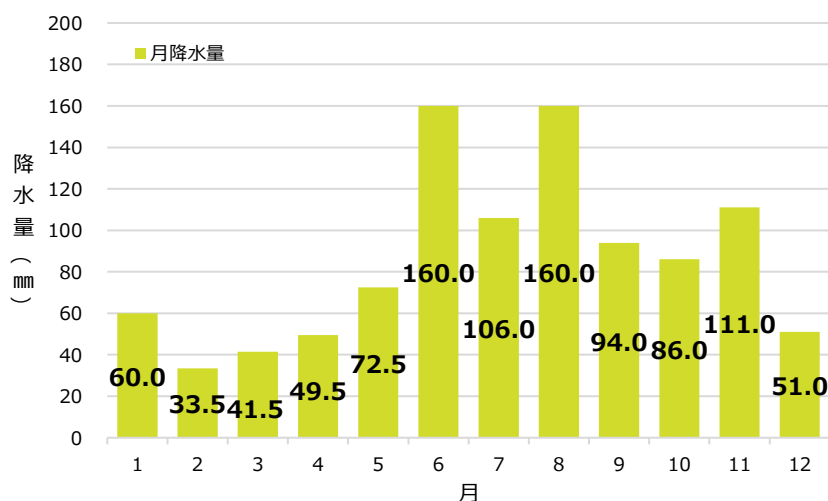
※棒（緑）は各年の真冬日日数、折線（青）は5年移動平均、直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。

図3-8 若松観測所における年間真冬日日数の推移

(2) 降水量

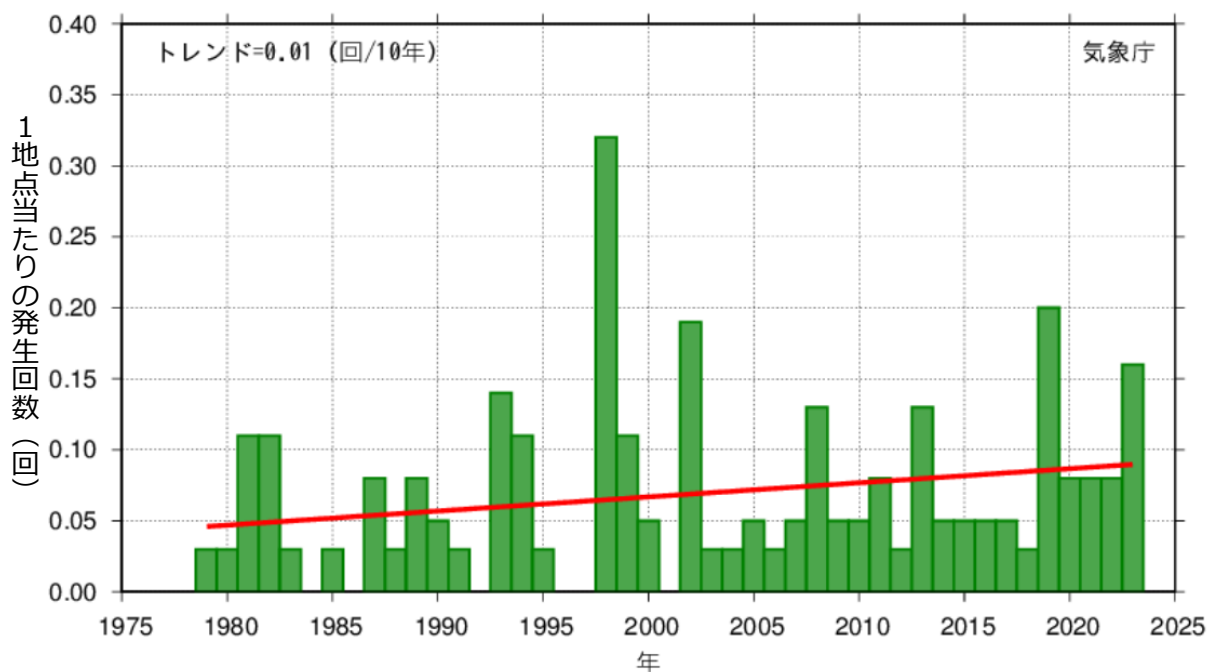
令和5(2023)年の年間降雨量は1,025mmでした。特に6月や8月の降水量が多いことが特徴となっています。急峻な地形や河川が多い地域であるため、夏場の台風や集中豪雨の時期には、土砂崩れや河川流量増大などの災害が発生しやすい状況にあります。

福島県における1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数については、統計期間の最初の10年間(昭和54(1979)年～昭和63(1988)年)と比べて、最近10年間(平成26(2014)年～令和5(2023)年)の発生回数が増加しています。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

図3-9 気象庁の令和5(2023)年における田島観測所の月降水量



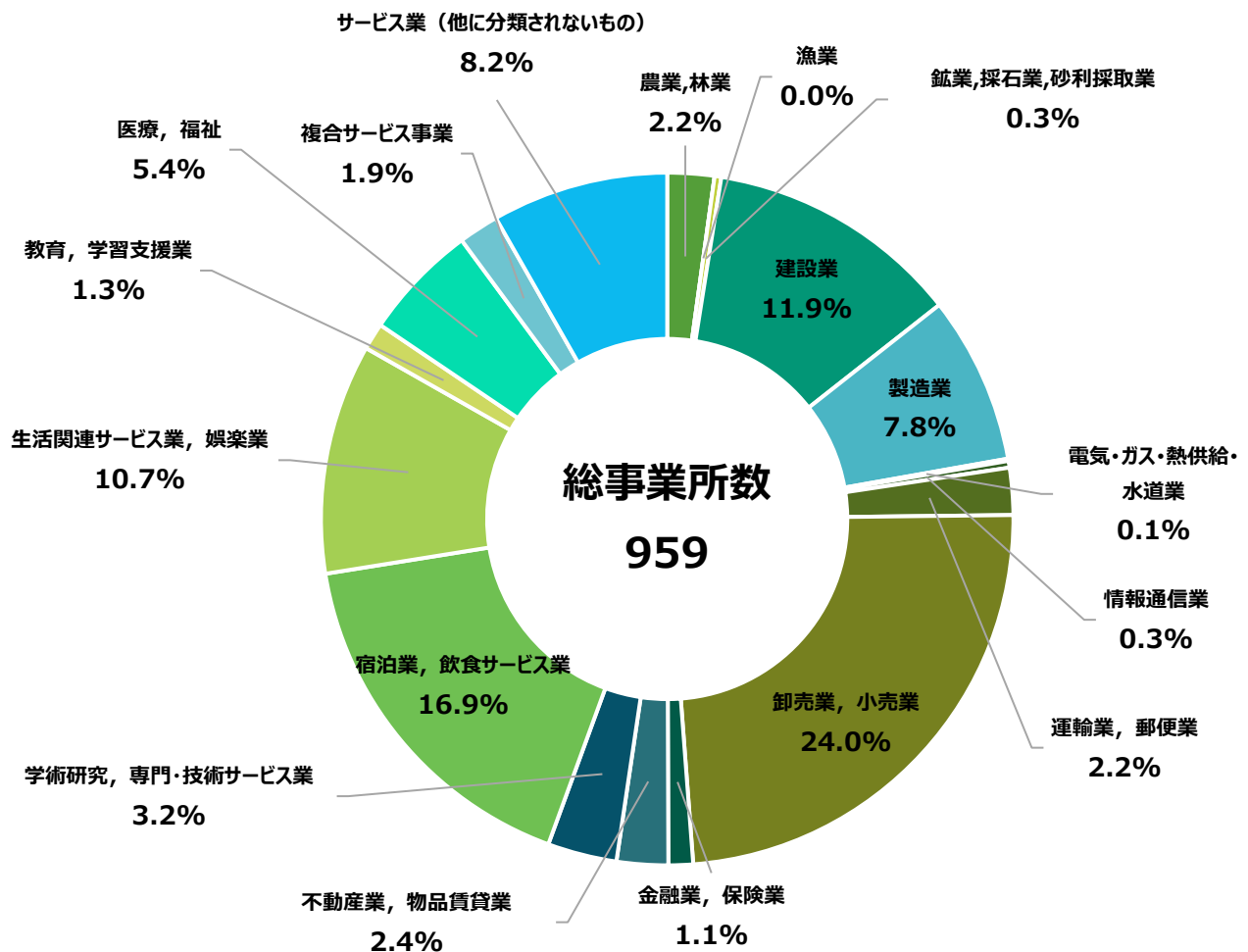
出典: 仙台管区気象台ホームページ

※棒(緑)は各年の発生回数、直線(赤)長期的な変化傾向を示しています。

図3-10 福島県[アメダス]の1時間降水量50mm以上の発生回数推移

3-5 産業

令和3年経済センサス活動調査によると、本町には959の事業所があり、卸売業、小売業が最も多く24%、次いで宿泊業、飲食サービス業が16.9%、建設業が11.9%、生活関連サービス業、娯楽業が10.7%となっています。



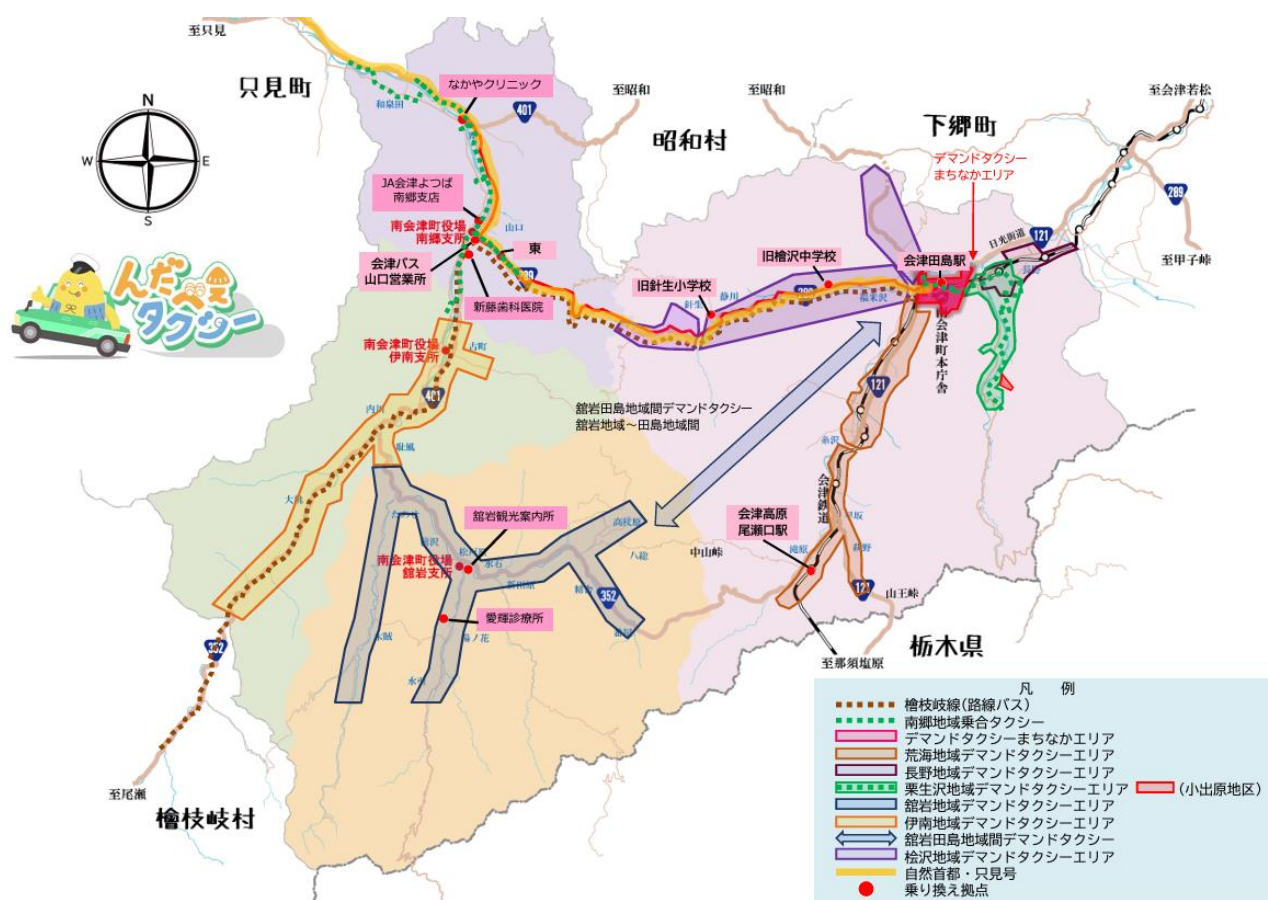
令和3年経済センサス活動調査のデータを基に作成
図3-11 南会津町の業種別事業所割合

3-6 交通

南会津町の交通状況は、町域東部を国道121号が南北に縦断し、本町と日光方面、会津若松方面とを結ぶ道路ネットワークが形成されています。その他国道は、只見町と本町を結ぶ国道289号、檜枝岐村とを結ぶ国道352号、昭和村とを結ぶ国道400号、国道401号があります。

町内の鉄道は、野岩鉄道会津鬼怒川線と会津鉄道会津線が走っています。町域中心の会津田島駅まで浅草駅から東武鉄道経由で特急列車「リバティ会津」が1日4往復直通運転しています。その他会津若松方面へも1時間に1本あたりの本数で列車が運行しており、住民の移動手段以外にも、日光と会津若松を繋ぐ重要な路線になっています。

バス等公共交通機関は、南会津町役場支所を結ぶ、会津バス運行の公共交通対策協議会補助路線の路線バス、只見町商工会運行の観光周遊バス「自然首都・只見号」、地域ごとの乗合タクシー、デマンドタクシーが走行しています。

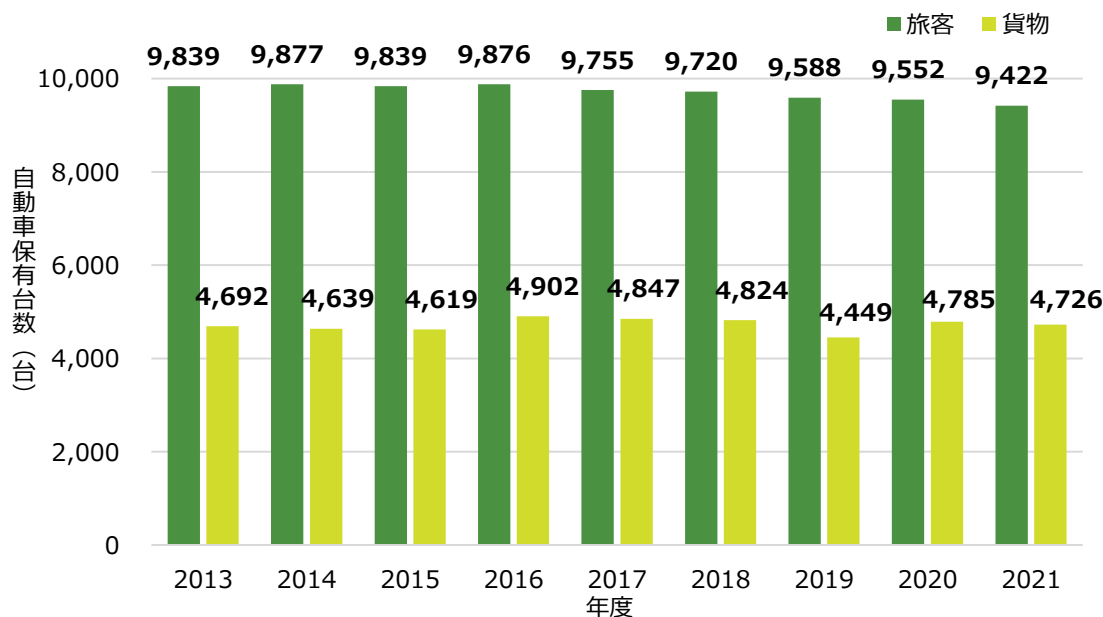


出典：南会津町 HP

図3-12 南会津町内公共交通ネットワークの概要

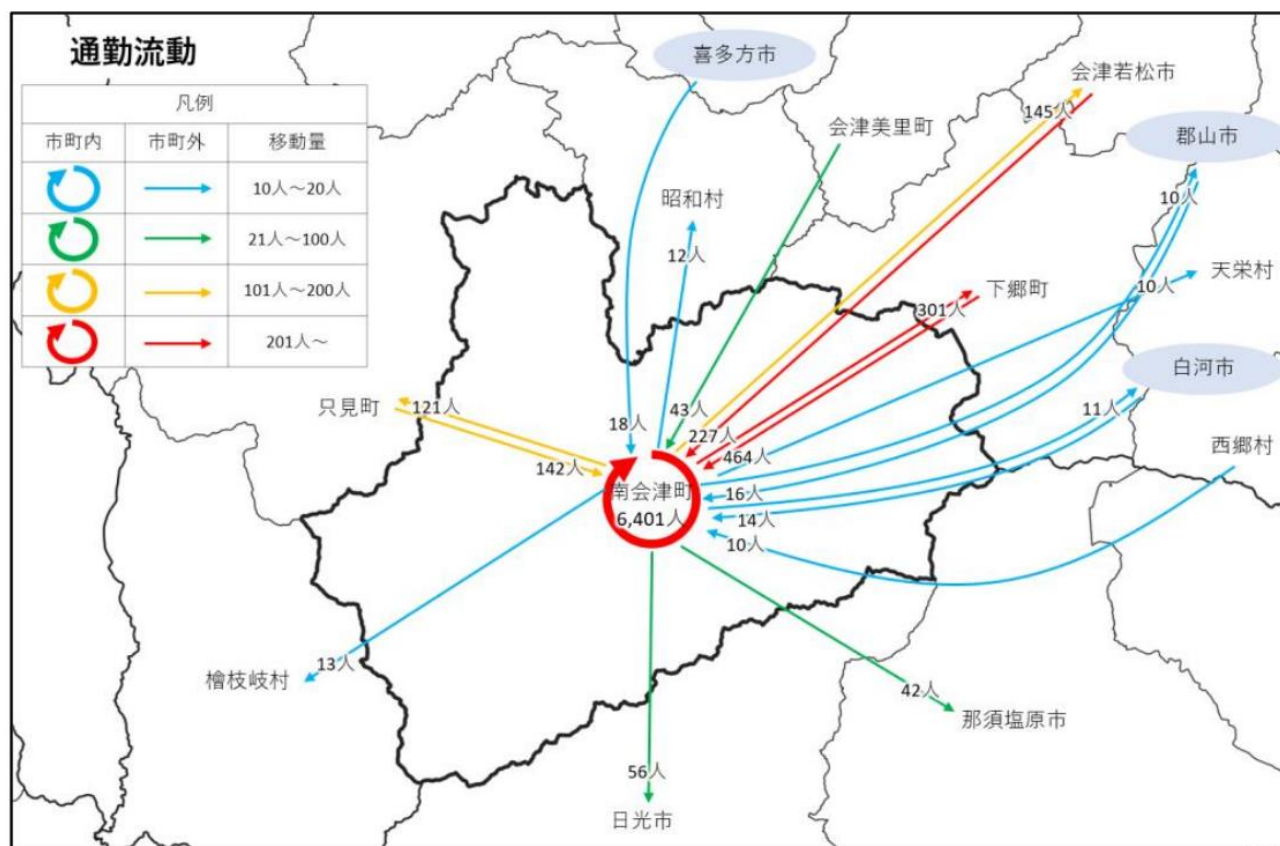
自動車保有台数については、旅客、貨物ともに横ばいで推移しています。合計では、平成25（2013）年度が14,531台、令和3（2021）年度が14,148台となっており、微減しています。

また、国勢調査によると、南会津町常住の就業者の多くは町内で従業していますが、下郷町や会津若松市を中心に町外でも従業（流出）しています。南会津町常住の通学者の多くは町内で通学していますが、会津若松市を中心に町外にも通学（流出）しています。



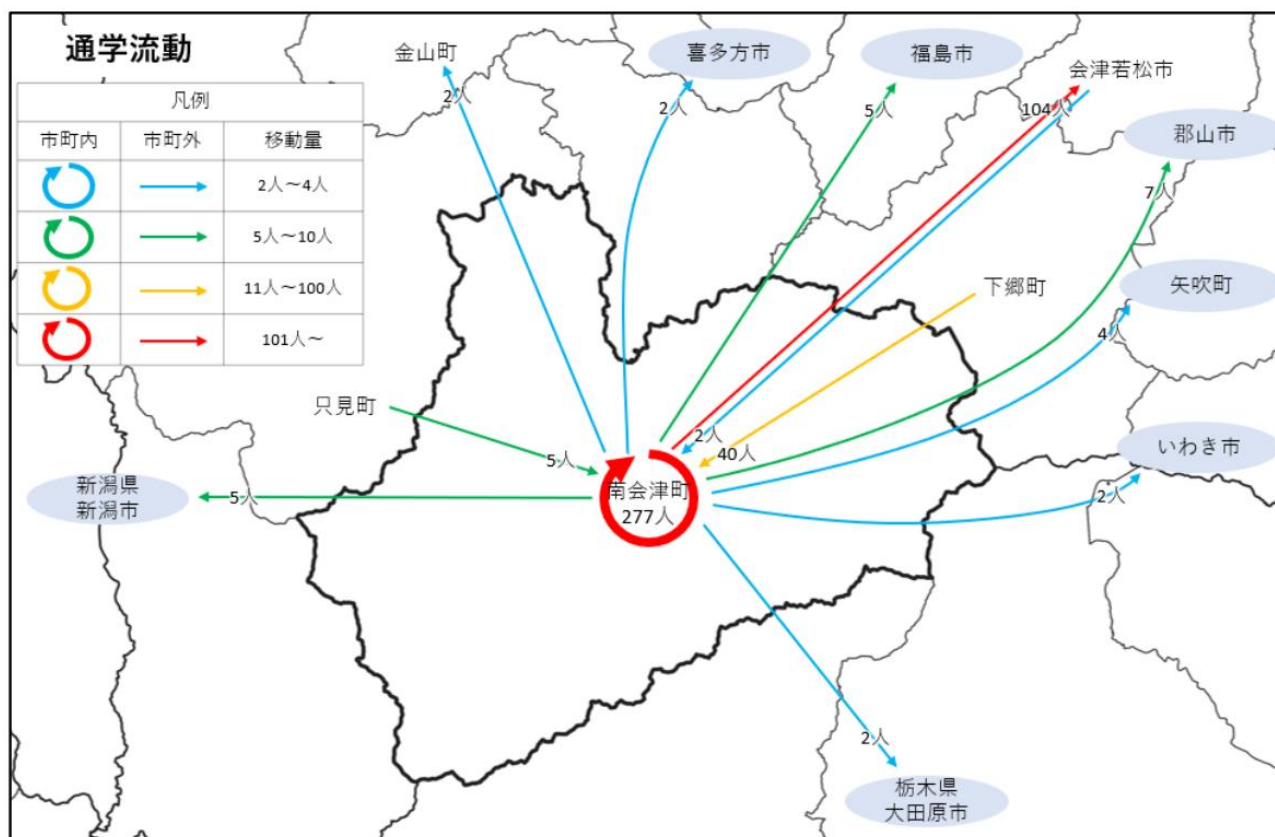
自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図3-13 自動車保有台数



出典：南会津町地域公共交通計画

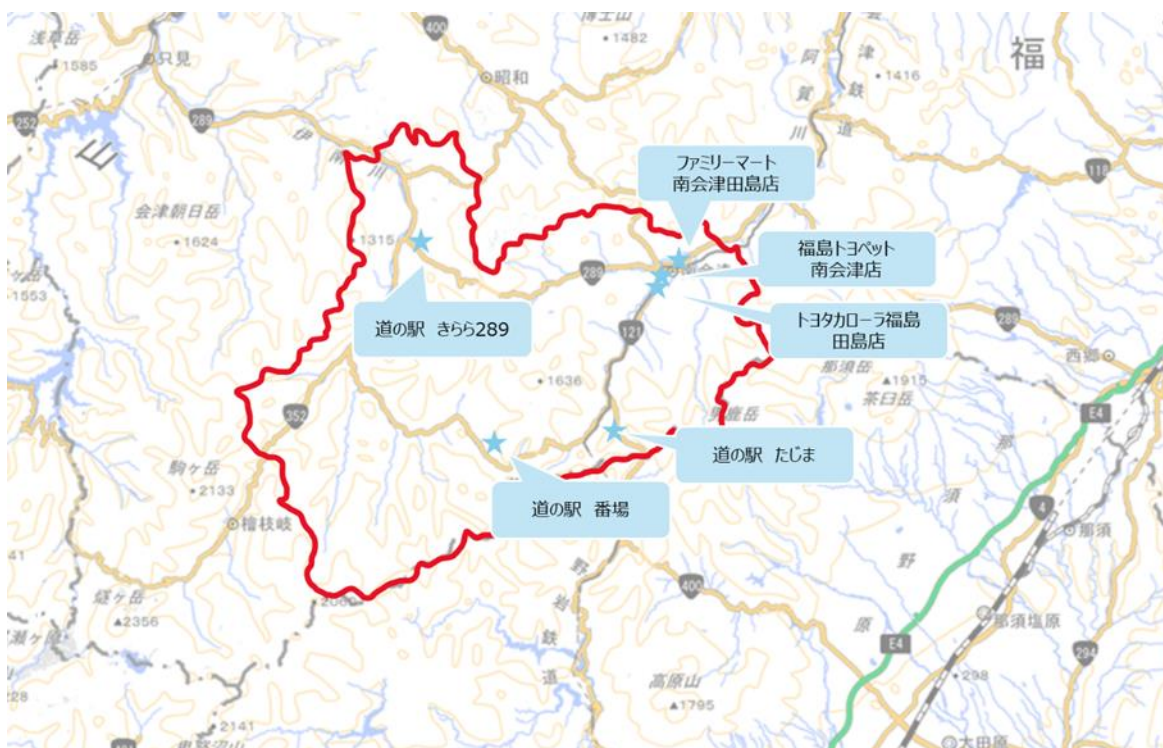
図3-14 通勤流動の概況



出典：南会津町地域公共交通計画

図3-15 通学流動の概要

EV スタンドについては、会津田島駅や道の駅周辺を中心に、6か所設置されています。



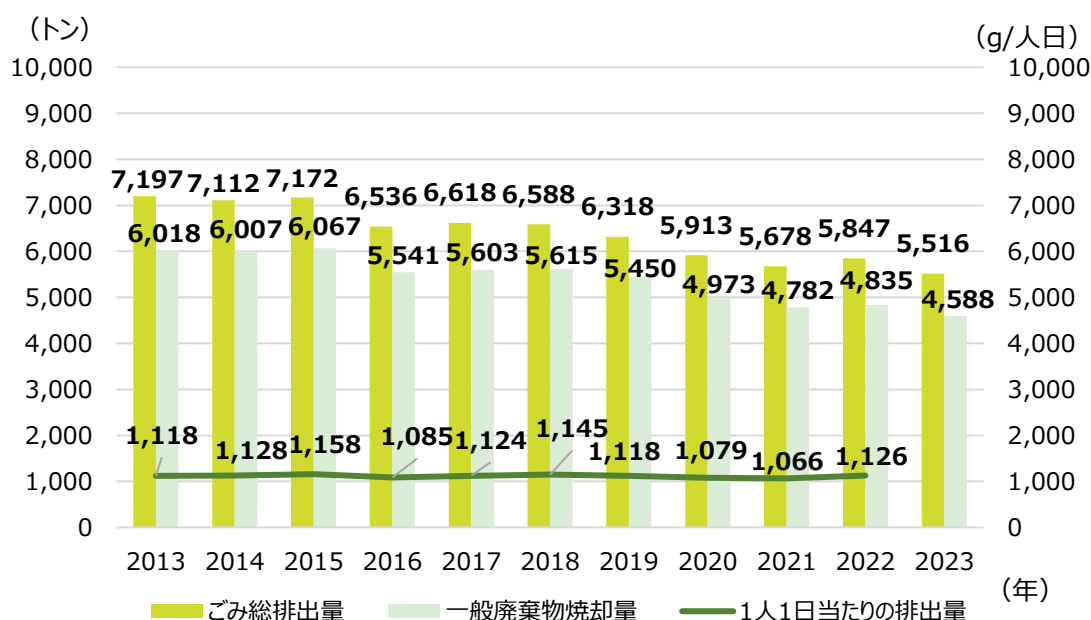
CHAdEMO、Google マップの情報を基に作成

図3-16 南会津町のEV スタンド

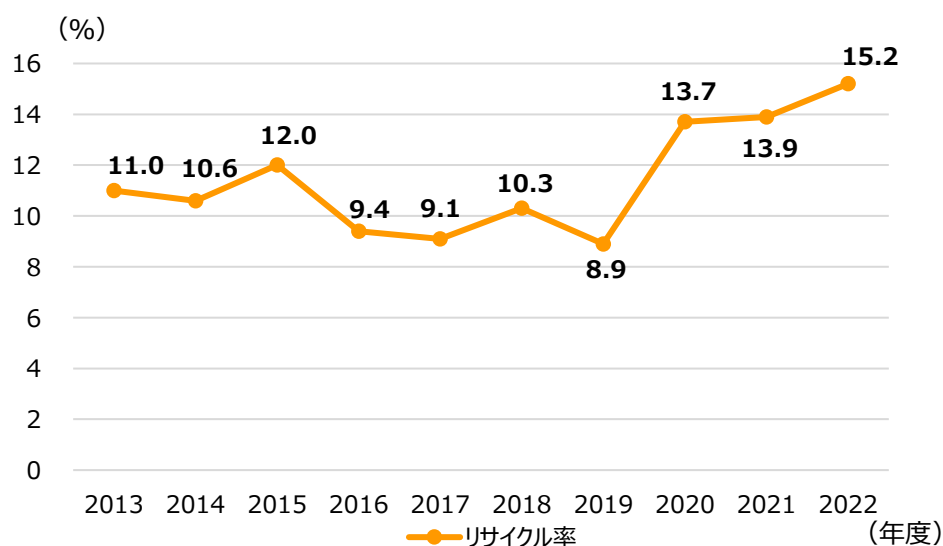
3-7 廃棄物処理状況

令和5(2023)年におけるごみ総排出量は、5,516トン、一般廃棄物処理焼却量は4,588トンであり、平成25(2013)年から減少傾向が続いています。1人1日当たりの排出量は大きな変化はありません。

また、リサイクル率の推移は、令和2(2020)年に前年度比で約5%増加し、以降も増加傾向にあります。



各年「福島県の一般廃棄物処理の状況」のデータを基に作成
図3-17 ごみの総排出量及び一般廃棄物焼却量、1人1日当たりの排出量の推移



各年「福島県の一般廃棄物処理の状況」のデータを基に作成
図3-18 リサイクル率の推移

3-8 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

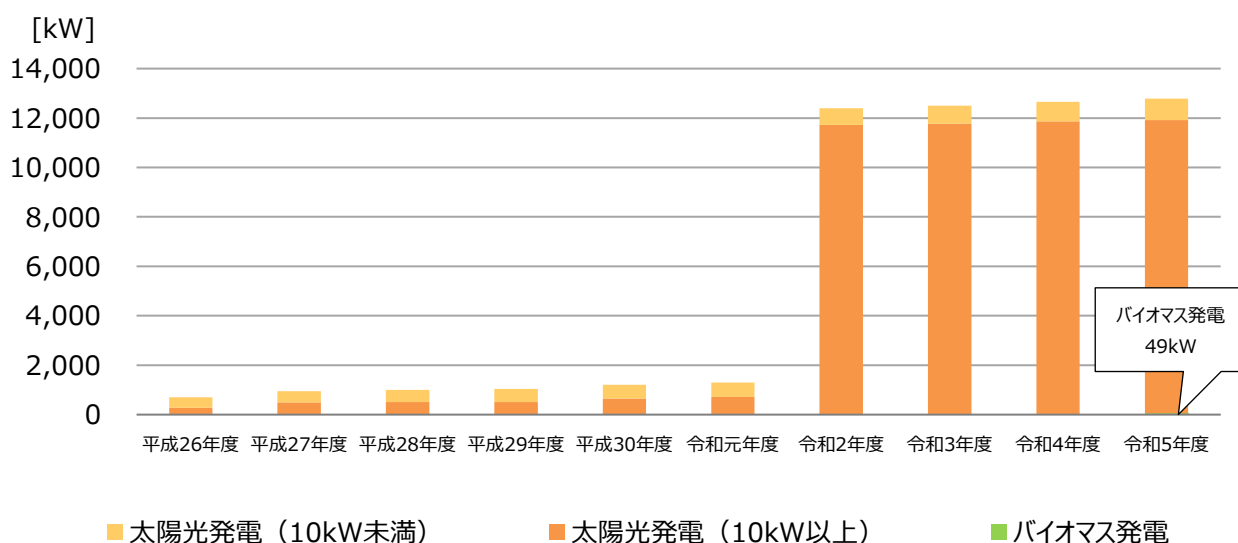
本町における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、太陽光発電は増加傾向にあります。FIT・FIP 制度における風力発電、水力発電、地熱発電については導入実績がありませんでした。

表3-1 再生可能エネルギーの導入状況（令和6（2024）年3月末時点）

発電種別		設備容量 [MW(メガワット)]	発電電力量 [MWh/年(メガワット時)]
FIT(フィット)※1・ FIP(フィップ)※2 対象	太陽光発電 (10kW(キロワット)未満)	0.863	1,035
	太陽光発電(10kW以上)	11.868	15,698
	バイオマス発電	0.049	343
非 FIT	太陽光発電等	0.035	21
合計		12.815	17,097
区域内の電気使用量			83,293

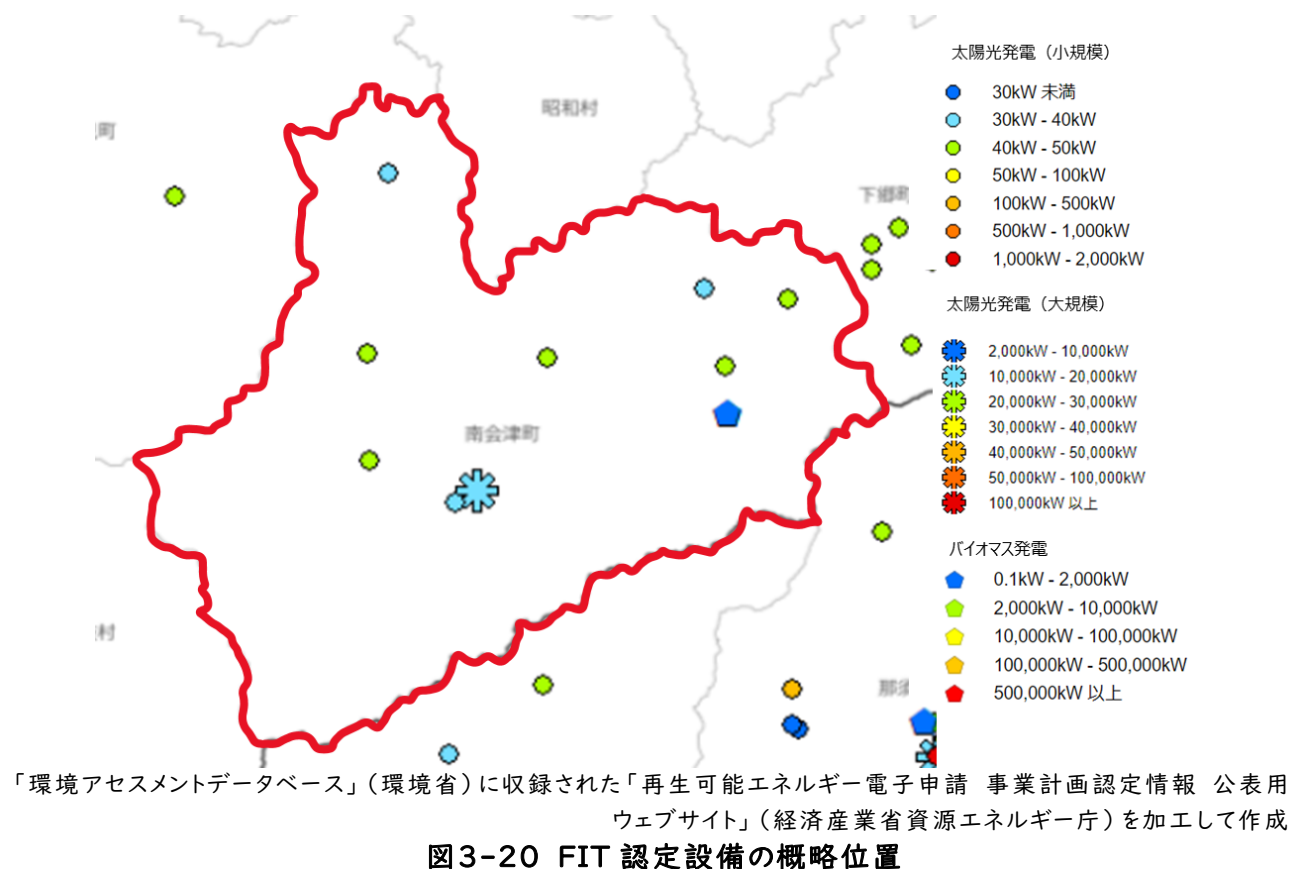
※1…FIT：再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一
定期間買い取ることを国が約束する制度。

※2…FIP：FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に
対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。



自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

図3-19 再生可能エネルギー導入状況の推移



（2）再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

ア 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）を基としました。推計手法を表3-2に示します。

表3-2 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法
電気	太陽光発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOS における中小水力河川部と中小水力農業用水路のデータの合計を導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	木質燃料の供給可能量推計データ（独自推計）を導入ポテンシャルとする
熱	太陽熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地中熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	木質燃料の供給可能量推計データ（独自推計）を導入ポテンシャルとする

イ 推計結果

前述の手法に基づき、①から⑥までの再生可能エネルギー種別について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します。

① 太陽光発電

本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは表3-3のとおりです。

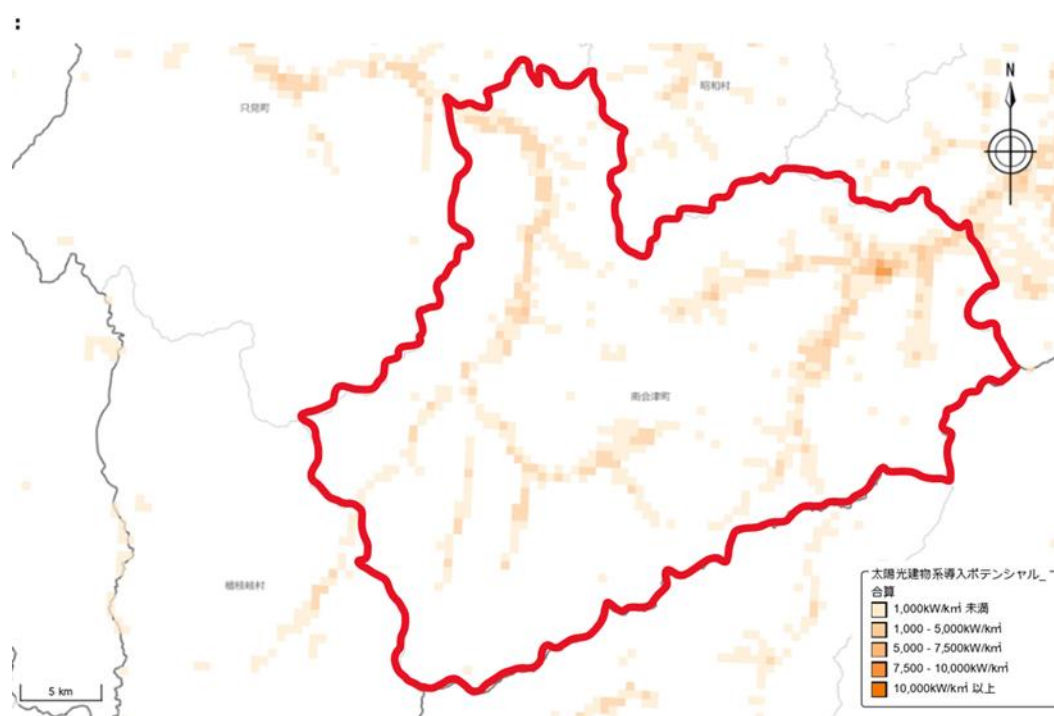
太陽光発電を建物に設置する場合、戸建住宅やその他建物についてはポテンシャルがあるものの、公共系の建物についてはポテンシャルが低くなっています。

また、太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、建物に設置する場合よりポテンシャルが高くなっています。

なお、ポテンシャルはあくまで理論値であり、土地利用状況や自然保護の観点を考慮し太陽光の導入を検討します。

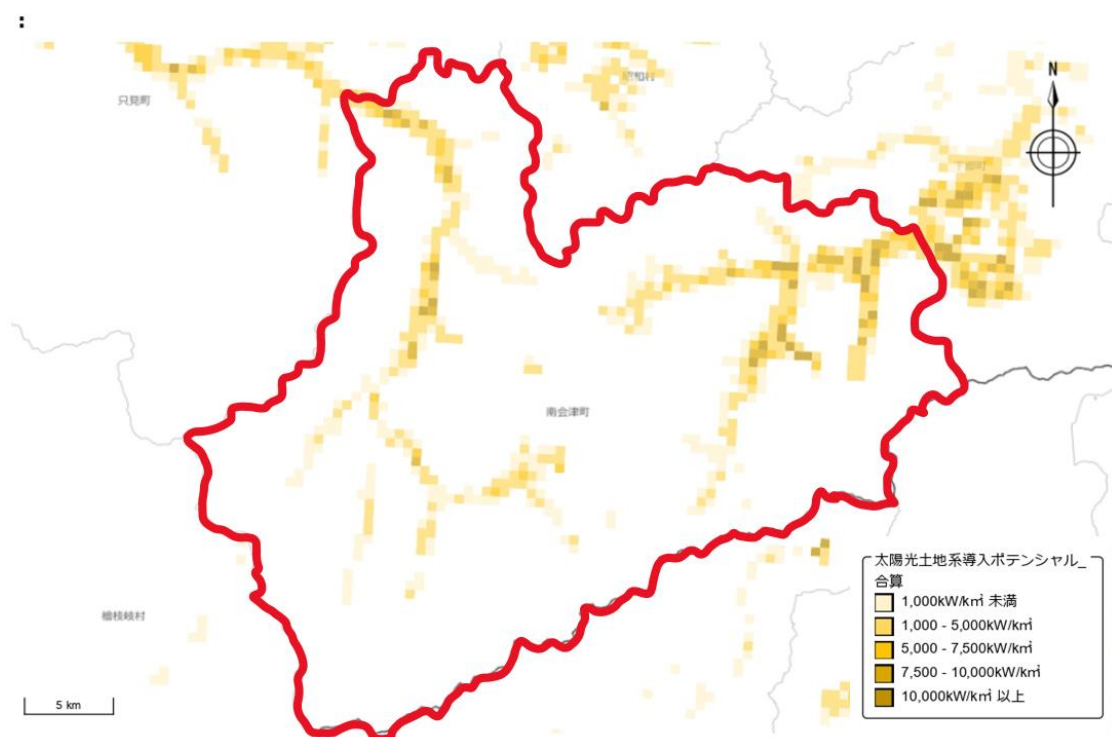
表3-3 太陽光発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量	原油換算
建物系	143.022 MW	178,126.867 MWh/年	16,544 kL (キロリットル)
土地系	448.690 MW	558,614.962 MWh/年	51,884 kL



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーボス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図3-21 太陽光発電導入ポテンシャル(建物系の合計)

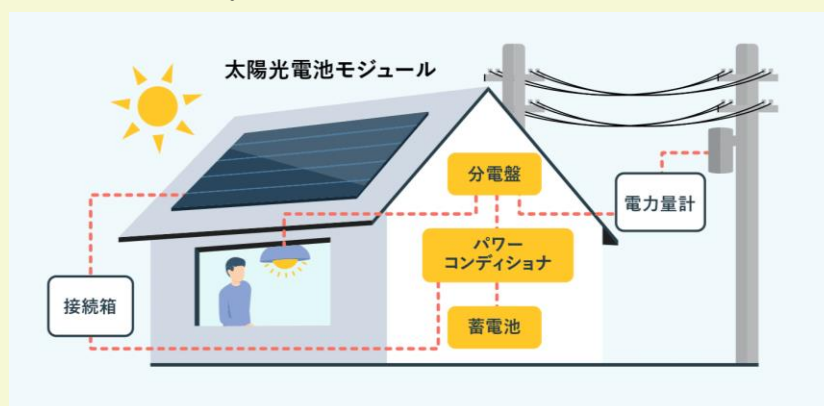


再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成
図3-22 太陽光発電導入ポテンシャル（土地系の合計）

コラム 「太陽光発電システム」

太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。エネルギー源が太陽光であるため、クリーンで枯渇せず、電気代の節約になる上、災害による停電時にも利用可能です。日本は、平地面積当たりの太陽光設備容量が世界一となっています。

設置容量1kWあたりのシステム年間発電量を約1,000kWhとし、住宅の屋根に、平均的な4kWの発電設備を設置した場合、4,000kWh程度の年間発電量が期待できます。一般家庭の平均年間電力消費量を4,892kWhとすれば、1年間に必要な電力量の82%程度をまかなえることになります。



太陽光発電協会及び環境省ホームページを基に作成

- 太陽電池モジュール：太陽の光エネルギーを電気に変換する装置
- 接続箱：太陽電池モジュールからの直流配線を一本にまとめ、パワーコンディショナに送るための装置
- パワーコンディショナ：太陽電池モジュールで発電した直流電力を、家庭で使える交流電力に変換するための装置
- 分電盤：家の配線に電気を分ける装置
- 蓄電池：電気をためる装置であり、昼に太陽光発電システムで発電した電気をためて夜や停電の際の利用が可能
- 電力量計：電力会社に売った電力や買った電力を計量するメーター



コラム 「ペロブスカイト太陽電池」

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーの利用拡大も必要不可欠です。しかし、限られた面積で、さらに自然災害の多い日本では、再生可能エネルギー設備設置に多くの制約を受けます。そんな中現在注目を集めているのが「ペロブスカイト太陽電池」です。

「ペロブスカイト」とは、立方体の格子の中に、3種類の異なる原子またはイオンが特定の位置関係で配置されている結晶構造のことを指します。ペロブスカイト太陽電池は、この構造を持つ化合物を発電層として用いるもので、さまざまな特長があります。

- ① 低コスト化が見込める
- ② 軽くて柔軟
- ③ 主要材料のヨウ素の日本の生産量が世界シェアの約3割を占める

一方の課題として、

- ① 寿命が短く耐久性が低い
- ② 大面積化が難しい
- ③ 変換効率が低い

といったものがあります。シリコン系太陽電池に対応し得る存在として注目され、有望視されているペロブスカイト太陽電池が、今後の日本の再生可能エネルギー設備増、利用拡大の鍵を握っています。

屋内・小型	軽量・フレキシブル型	超高効率型
IoTデバイス等、特定用途の比較的小型な機器類に貼る太陽電池  (出典) エネコートテクノロジーズ - 短寿命の機器への用途であれば、耐久性の課題は発電用途に比べてハードルが低く、大面積生産技術が確立されることで、小型・高付加価値といった展開が期待される。 - ユーザー等との連携による、独自性・高付加価値を追求することが市場獲得に不可欠。	既存の太陽電池では設置が困難な場所（壁面、耐荷重が小さい屋根等）に設置  (出典) 積水化学工業 - 高い耐久性と高い歩留まりが求められることから、量産化へのハードルは高いものの、既存の太陽電池ではアプローチできなかった場所に設置でき、太陽光の導入量の増加に寄与。 量産可能な製造技術が鍵。日本は耐久性に関する特許でリードしており、特許化に適さない製造ノウハウの蓄積が不可欠。	高いエネルギー密度が求められる分野  タンデム型太陽電池のイメージ - 設置面積の制限などから、高いエネルギーが求められる分野（交通・航空等）では、従来よりも超高効率なタンデム型の開発が必須。 超高効率のメリットに合う価格を実現可能な低コスト化が鍵。高い耐久性と高い歩留まりが求められることから、量産化へのハードルは高い。

出典：経済産業省 資源エネルギー庁

② 風力発電

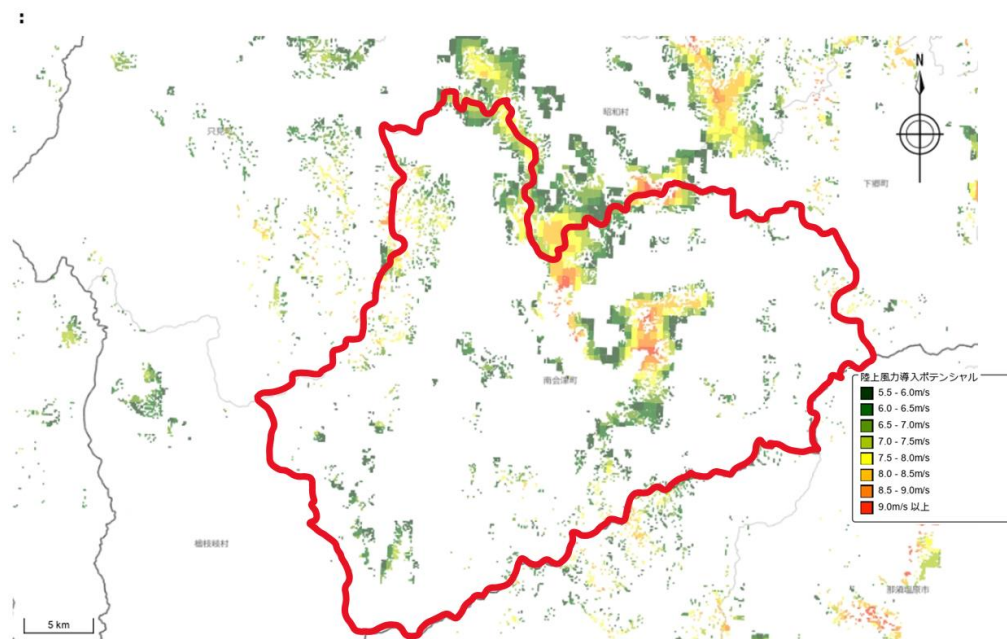
本町における風力発電の導入ポテンシャルは表3-4のとおりです。

町域中心部の七ヶ岳や北部の駒止湿原を中心に、風力発電に必要な一定以上の風速を見込める地点が点在しており、導入ポテンシャルが存在しますが、七ヶ岳や国の天然記念物に指定されている駒止湿原周辺への風力発電施設の建設には、大規模な地形の改変が伴うことが予想されます。このことは、希少な動植物を含めた自然生態系全体に重大な影響を及ぼすと考えられることから、本計画では導入ポテンシャルの算出だけとしますが、引き続き今後の技術革新に注目し、前述の懸念事項が解消される場合は、導入を検討します。

なお、REPOSの風力発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、全国の高度90mにおける風速が5.5m/s以上のメッシュに対して、標高などの自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離などの土地利用状況から設定した推計除外条件を満たすものを除いた設置可能面積に単位面積当たりの設備容量を乗じて算出されています。

表3-4 風力発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量	原油換算
陸上風力	940.900 MW	2,383,405.818 MWh/年	221,371 kL



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図3-23 陸上風力導入ポテンシャル



コラム「羽のない風力発電？」

風力発電といえば、3本の羽が山の稜線に並びプロペラのように回転している姿を思い浮かべる人が多いと思います。日本は現在、洋上風力発電の拡大に力を入れており、風力発電については今後注目が高まることが予想されます。

その種類の中には、プロペラを持たない風力発電機もあります。



フィリピンのバタン島に設置されている、プロペラを持たない風力発電機

出典：独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構

気候変動の影響により台風が大型化する傾向にある中、既存のプロペラ式風力発電機の稼働限界は風速 25m/秒ですが、こちらの風力発電機では 40m/秒まで発電が可能です。加えて、騒音やバードストライクなどの環境負荷を抑えた仕組みとなっています。

③ 中小水力発電

本町における中小水力発電の導入ポテンシャルは表3-5のとおりです。

河川部については、阿賀川や伊南川をはじめ町内河川の多くにおいて導入ポテンシャルがあります。農業用水路については、導入ポテンシャルがありませんでした。

なお、REPOS の河川部の導入ポテンシャルについては、河川の合流点に仮想発電所を設置すると仮定し、国立・国定公園等の開発不可条件と重なる地点を除いて設置可能規模が算出されています。農業用水路については、農業用水路ネットワークデータに取水点を割り当て、最大取水量が0.3m³/s以上になる取水点に仮想発電所を設定し、設置可能な規模が算出されています。

表3-5 中小水力発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量	原油換算
河川部	93.611 MW	600,122.480 MWh/年	55,739 kL
農業用水路	0 MW	0 MWh/年	0 kL
合計	93.611 MW	600,122.480 MWh/年	55,739 kL



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成

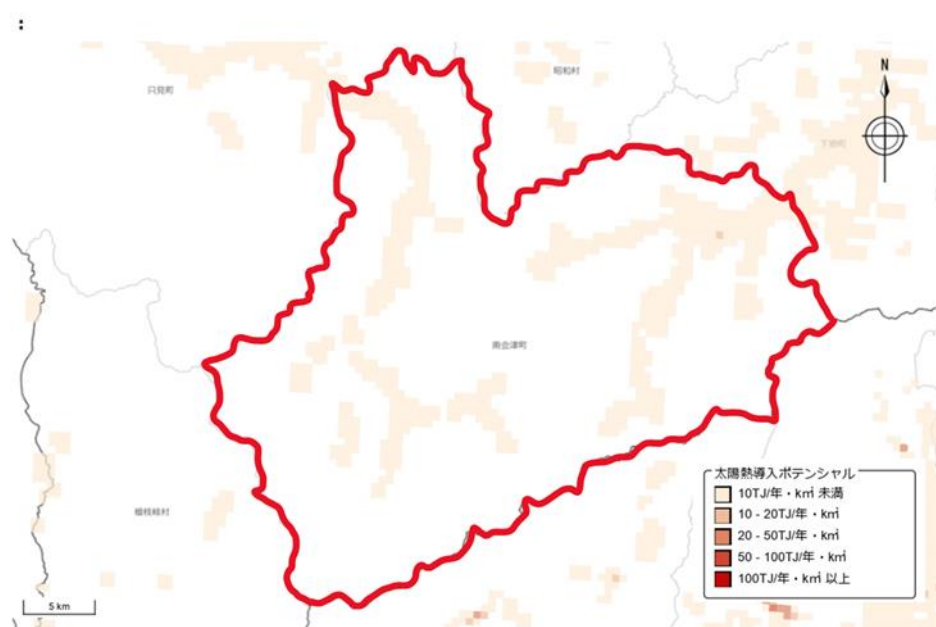
図3-24 中小水力発電導入ポテンシャル

⑥ 太陽熱及び地中熱

再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、熱需要量の高い市街地において地中熱のポテンシャルが高くなっています。

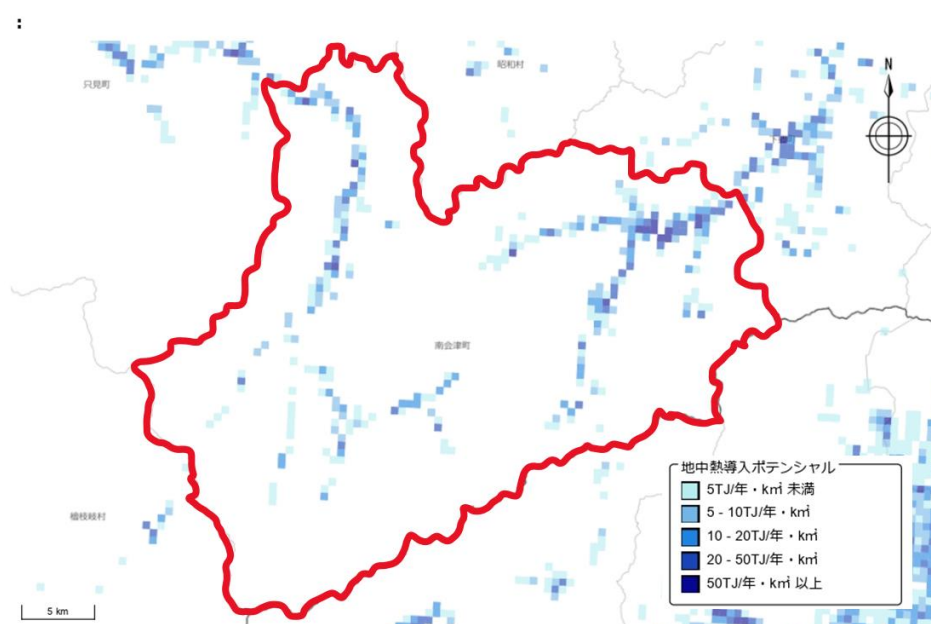
表3-7 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル	原油換算
太陽熱	67,013.049 GJ/年	1,729 kL
地中熱	929,671.843 GJ/年	23,986 kL
合計	996,684.892 GJ/年	25,715 kL



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーボス)】から取得したコンテンツを加工して作成

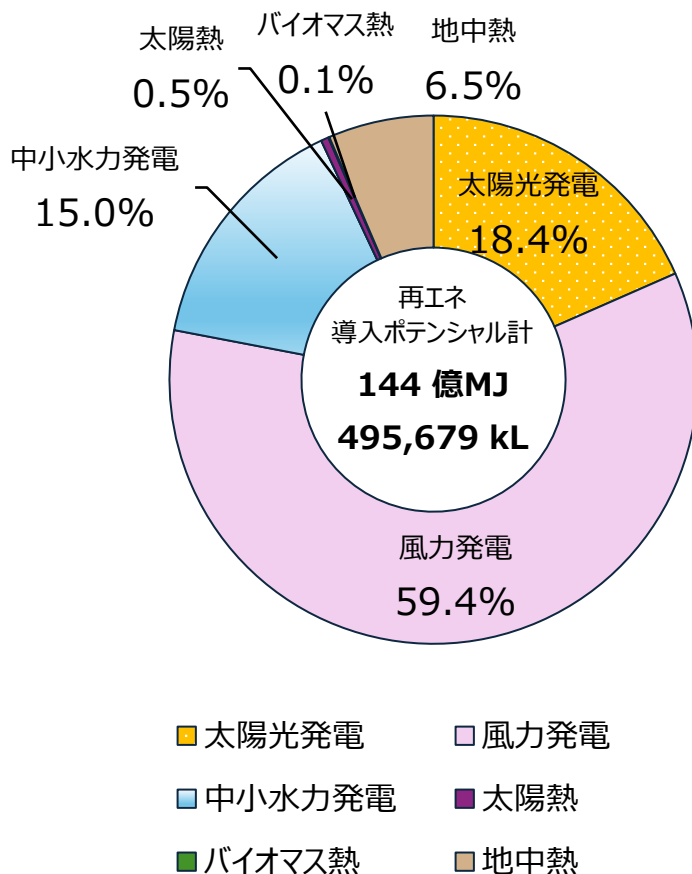
図 3-26 太陽熱導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーボス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図 3-27 地中熱導入ポテンシャル

上記①～⑥の結果を踏まえて、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で144億MJとなり、その割合は風力発電が59.4%、太陽光発電が18.4%、中小水力発電が15.0%、地中熱が6.5%、太陽熱が0.5%、バイオマス熱が0.1%となりました。



木質バイオマス熱以外の数値は、自治体排出量カルテのデータを基に作成

図3-28 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
(太陽光発電、風力発電、中小水力発電は発電電力量を熱量換算した値)



コラム「太陽熱利用」

太陽熱利用システムは、太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムです。システムのエネルギー源は太陽であり、クリーンで枯渇しません。

集熱器は太陽の光エネルギーを熱エネルギーに変え、水などの熱媒に伝える役割をしています。熱媒には空気と水があり、それぞれ利点があります。

戸建住宅だけではなく、ホテル、病院、福祉施設など業務用建物でも使用されています。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁



コラム「雪冷熱エネルギーの活用」

本町は、旧田島町が豪雪地帯に、旧舘岩村、伊南村、南郷村が特別豪雪地帯に指定されています。雪国で降る雪は、単なる冬の訪れを告げるものだけでなく、実は貴重なエネルギー資源でもあります。その一つが「雪冷熱エネルギー」です。雪が持つ冷たさを利用し、冷房や貯蔵に活用する技術で、環境負荷が少なく、持続可能なエネルギーとして注目されています。本町でも、利用している施設があります。

利用施設は大きく2つのタイプに大別されます。どちらも雪室と呼ばれる場所に雪を貯蔵します。

① 雪冷蔵

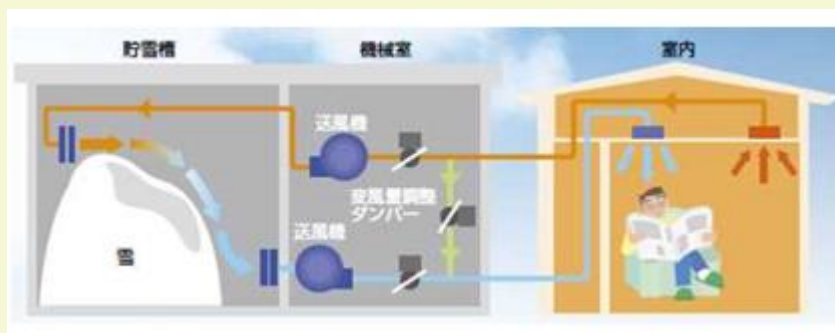
雪室とは、雪の冷気で食材を貯蔵する伝統的な方法です。雪室に貯蔵された食材は、ゆっくりと均一に冷やされるため、鮮度が長く保たれ、本来の味が楽しめます。また、ランニングコストも必要なく、湿度も保たれるため、食材にとって最適な環境となります。



出典：環境省

② 雪冷房

雪冷房は、雪の冷気を利用して空気を冷やし、建物全体を冷房するシステムです。除湿効果もあり、住宅だけでなく、商業施設や公共施設など、様々な建物に導入可能です。仕組みとしては、雪室内の冷気を直接室内に送り込む空気循環式と、雪解け水を冷媒として熱交換機で空気を冷やす冷水循環式があります。



出典：環境省

雪冷熱エネルギーは、地域の資源を活かした環境にやさしい持続可能なエネルギーです。そうした設備は地域の特産品の開発にもつながる可能性があり、観光客誘致にも貢献します。雪室や雪冷房の普及は持続可能な社会の実現に貢献する可能性を秘めています。

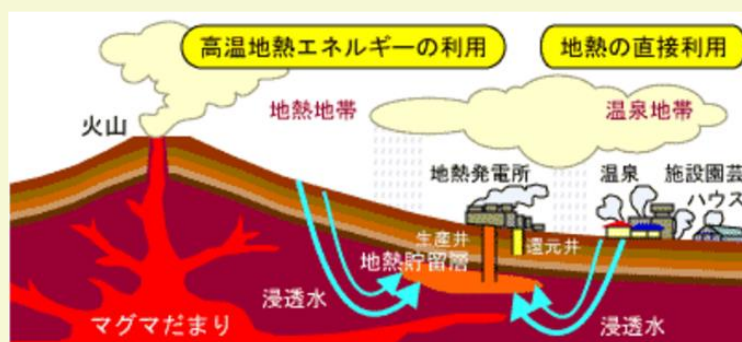


コラム「地熱と地中熱の違い ①地熱発電」

地球の中心部では、5,000～6,000℃もの温度があると考えられており、地球は中からたえず暖められています。このような地球内部の熱を「地熱」といいます。

火山周辺には「マグマだまり」を熱源として、特に高温な地熱地帯が発達しています。この地熱は多目的な利用が可能なエネルギーです。発電以外にも、暖房、施設園芸、浴用など各温度段階で様々な利用方法があります。

福島県では、柳津町に平成7(1995)年、柳津西山地熱発電所が運転を開始しました。最大出力は日本の地熱発電所で最大の65,000kWを誇り、一般家庭約10万世帯の電力を賄うことが可能となっています。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁



柳津西山地熱発電所(福島県柳津町)



コラム 「地熱と地中熱の違い ②地中熱」

「地中熱」とは、私たちの足元（地表～地下200mの地盤）に蓄熱した熱です。

地中の温度は一定であり、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴があります。この温度差に着目して、効率的に熱エネルギーの利用を行っています。

また、排熱を大気中に放出しないためヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。

既に普及が進んだ国と比べると、日本での本格的な普及はまだこれからですが、今後、普及が期待される再生可能エネルギーです。



出典：環境省

福島県広野町では、バナナの栽培に際して産業技術総合研究所と連携し、ビニールハウスの暖房に地中熱を導入しました。ボイラーの燃料費を最大約4割削減するなど成果が出始めており、特産品化による観光誘客のほか、再生可能エネルギーの活用例として視察を受け入れ、交流人口拡大へもつながることが期待されます。

地熱発電と地中熱は、どちらも地球の熱を利用するエネルギーですが、利用する熱源や目的が大きく異なります。地熱発電は、大規模な発電に適しており、再生可能エネルギーとして注目されています。一方、地中熱は、冷暖房など身近な用途に利用でき、地域でのエネルギー自給自足にも貢献できます。

3-9 地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査結果）

町民、事業者を対象として、令和6（2024）年度に意識調査を実施しました。期間は9月1日から9月24日の間で、対象は20歳以上の町民1,000人と事業者100社です。回収結果は、町民は回答数367件、回収率36.7%、事業者は回答数31件、回収率31.0%でした。各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し町民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

（1）町民

地球温暖化に対する関心では50.1%の町民が「関心がある」と回答し、39.2%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しました。両回答合計では89.3%と、アンケート調査に回答した町民は地球温暖化に対して高い関心を持っていることがわかりました。

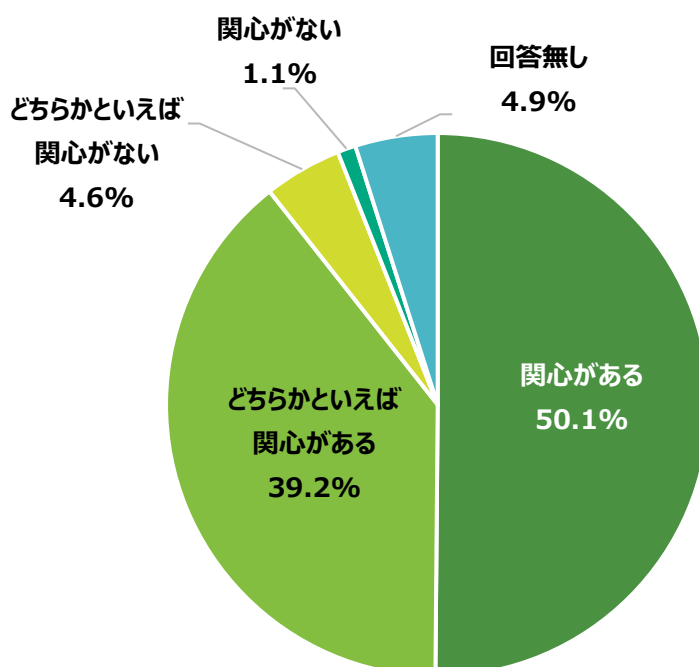


図3-29 地球温暖化に対する関心【単数回答】（町民意識調査）（n=367）

近年、身近に感じる気候の変化による影響については、「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」といった健康面に関する回答が最も多く、次いで「短時間に降る強い雨により土砂災害が増えている」、「短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている」といった自然災害に関する回答が多くなっています。本町においても、これらの影響に対応していくための対策が必要です。

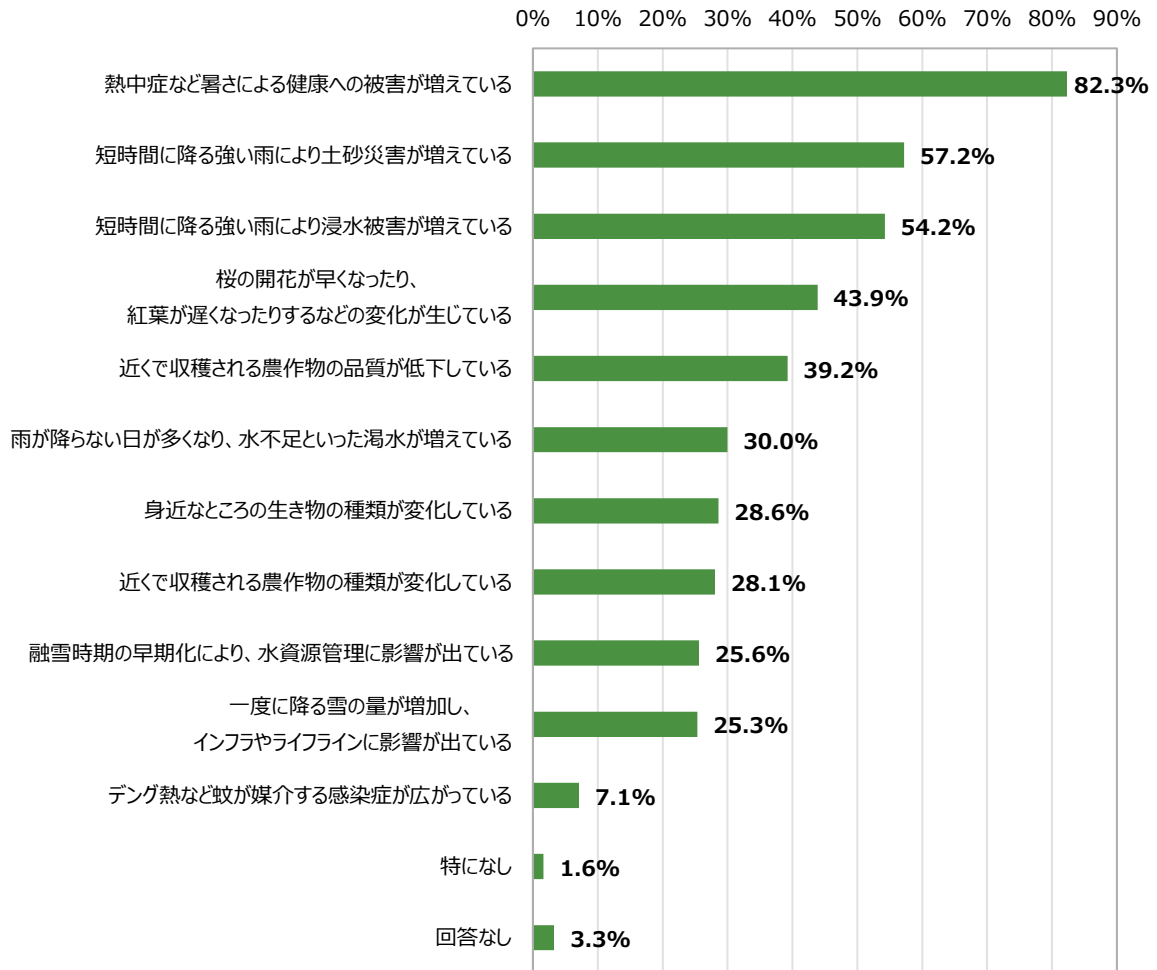


図3-30 身近に感じる気候の変化による影響【複数回答】(町民意識調査)(n=367)

町民が行っている地球温暖化対策に資する取組について、最も実施されていた項目は、「ごみの分別を心がけている」であり、次いで「こまめな消灯を心がけている」、「家電製品の購入時は、省エネ性能を重視している」となりました。習慣化されている取組や、家計の節約に直結する取組を実施している町民が多いため、省エネルギーの促進についても、取組の習慣化や、地球温暖化対策が家計の節約等、メリットがある取組であることを認識してもらうことが重要であると考えられます。

また、取り組む予定はないと回答された項目は、多い順に「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」、「冷房使用時の室温は28℃を目指す」となりました。公共交通機関の利用を促進し、利便性を向上させることや、夏季の熱中症対策と冷房使用に対する意識の両立を推進していく必要があります。

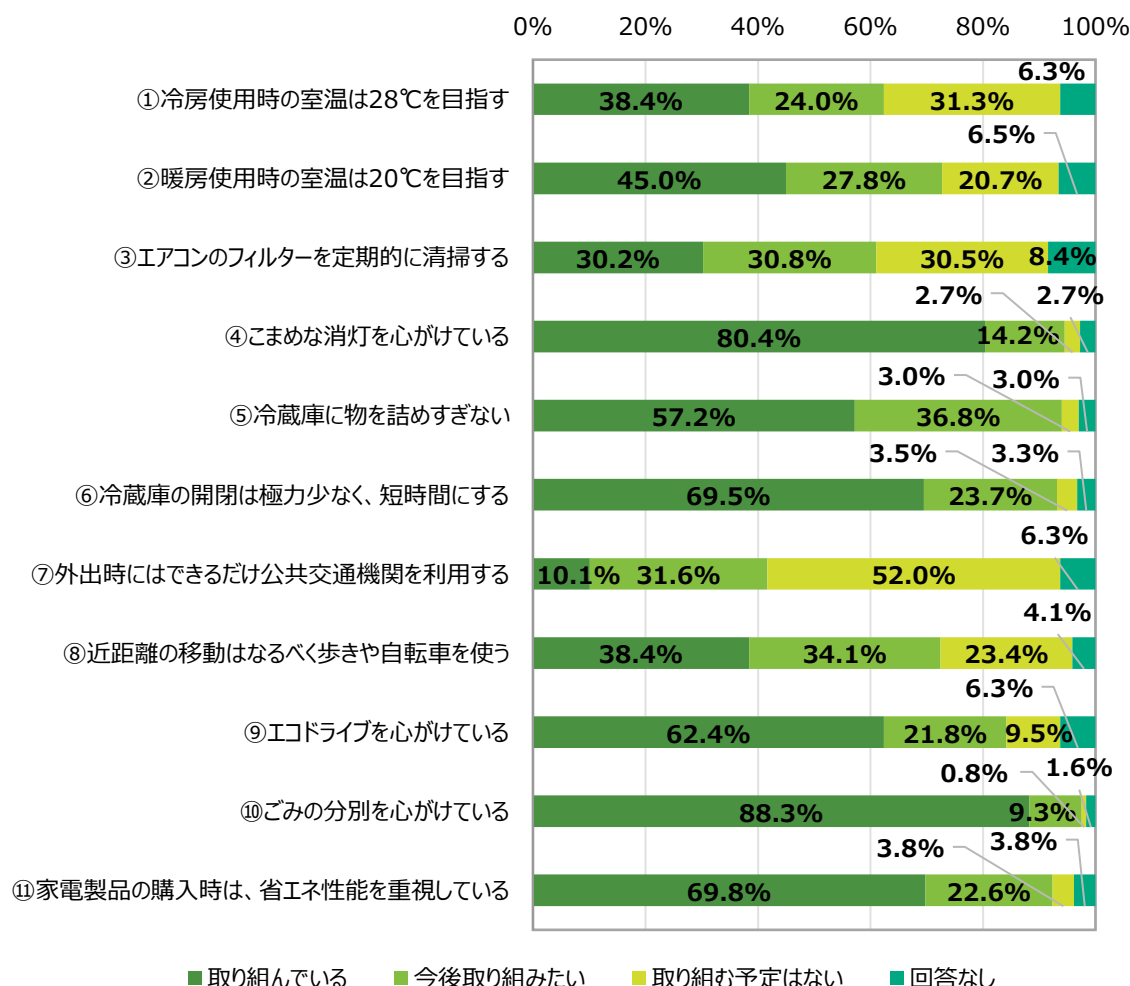


図3-31 地球温暖化対策に資する取組の実施状況【それぞれ単数回答】
(町民意識調査) (n=367)

再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」について、3.5%の町民が「すでに利用している」と回答し、3.3%の町民が「ぜひ利用したい」と回答しました。15.8%の町民は「利用したくない」と回答しており、再エネ電気プランの利用に消極的な姿勢が見受けられました。

また、条件付きでの「利用したい」は、合計52.9%で、利用料金、安定した受電といった点が懸念されています。

再エネ電気プランについて、メリットやデメリットを整理し、正しい情報提供や普及啓発を実施、周知していく必要があります。

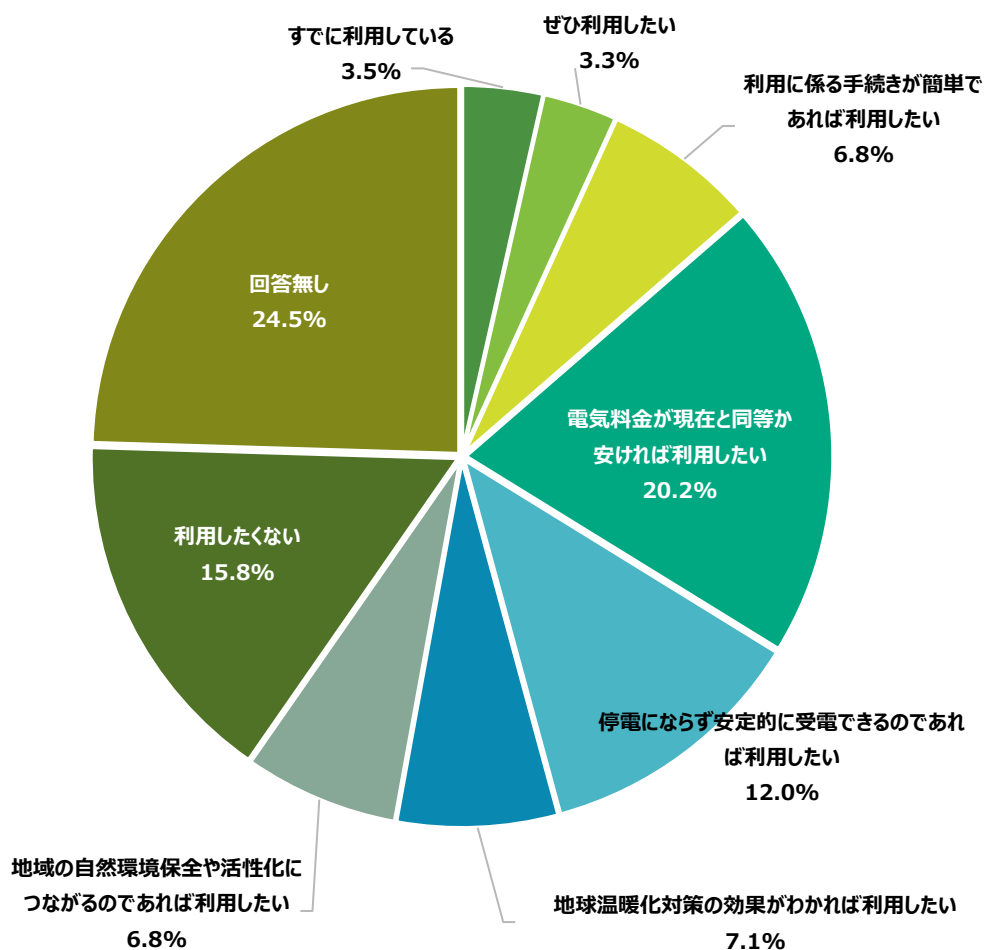


図3-32 「再エネ電気プラン」の利用状況（町民意識調査）（n=367）

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組については、「ごみ量の削減、リサイクルの推進」が最も多く、次いで「太陽光発電、蓄電池、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」、「森林整備等、二酸化炭素を吸収する取組の推進」の回答が多くなりました。

住民のごみ量削減やリサイクルや再生可能エネルギーについて、広報等での周知や既存の補助制度の拡充、メニューの多様化について検討していく必要があります。

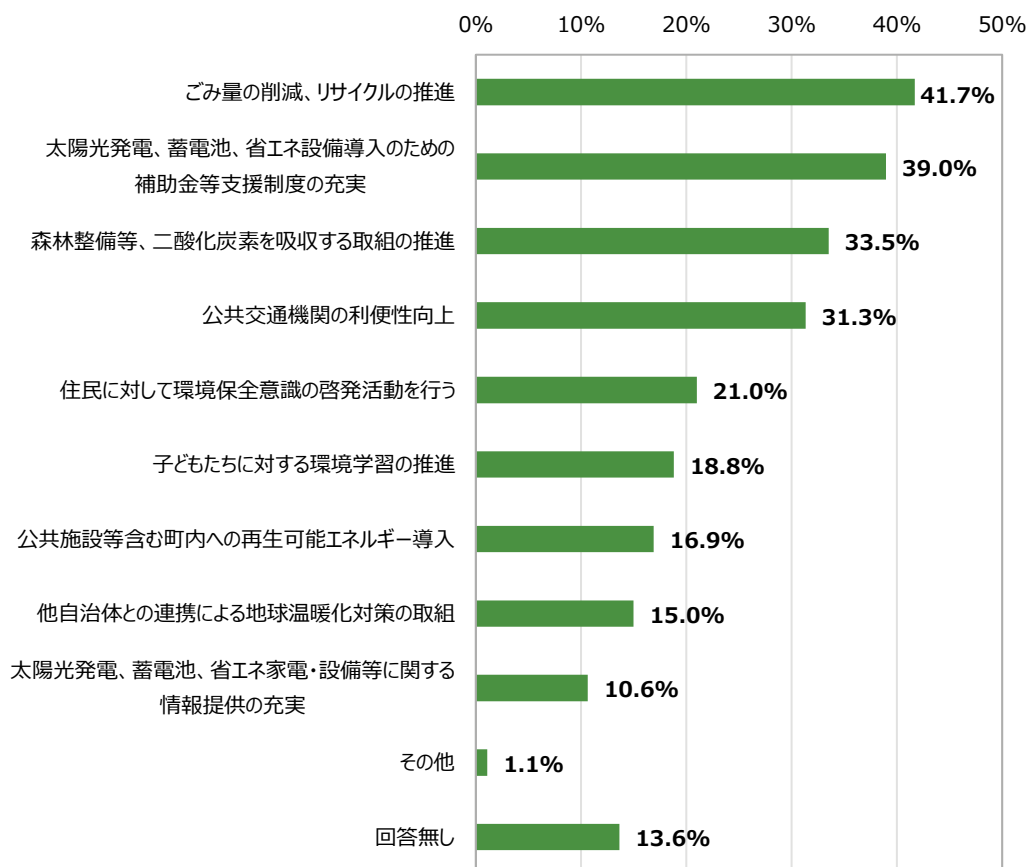


図3-33 町に行ってほしい地球温暖化対策【複数回答】（町民意識調査）（n=367）

地球温暖化に伴う気候変動の影響に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組の分野については、「自然災害（洪水・土砂崩れ）」が最も多く、次いで「農業・水産業（食糧の供給）」の回答が多くなりました。町の特性と本結果を踏まえ、気候変動への適応策を検討します。

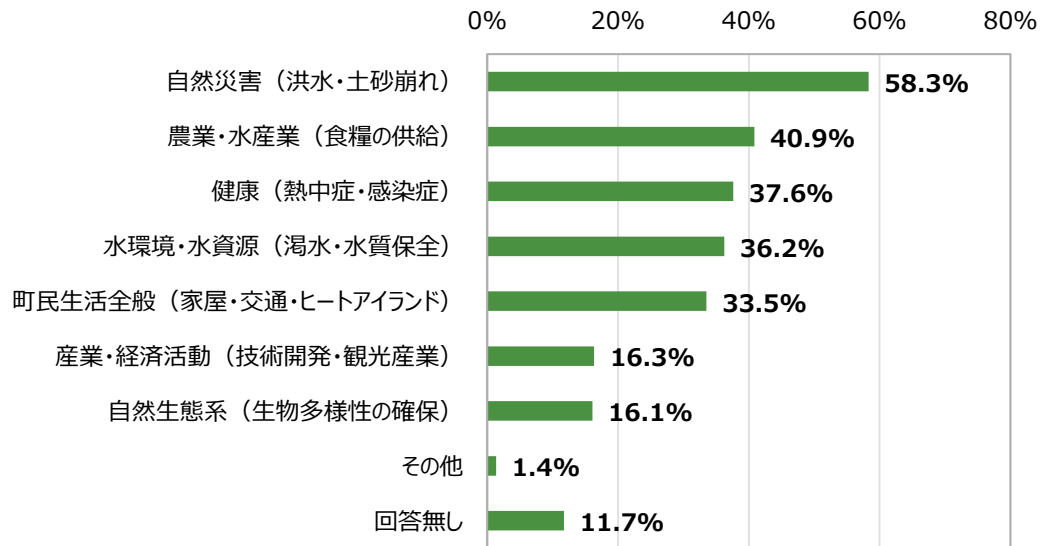


図3-34 気候変動の影響への対応について町が優先的に進めるべき分野【複数回答】
（町民意識調査）（n=367）

(2) 事業者

温室効果ガス排出量の削減に向けて、現況の排出量を把握しているかについては、93.5%の事業者が「把握していない」と回答しました。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めているかについては、「定めている」と回答した事業者は0%で、「現在検討中である」と回答した事業者が29.0%、「定める予定はない」と回答した事業者は71.0%となりました。

エネルギー消費量の見える化や脱炭素経営の重要度の周知、普及啓発を行う必要があります。

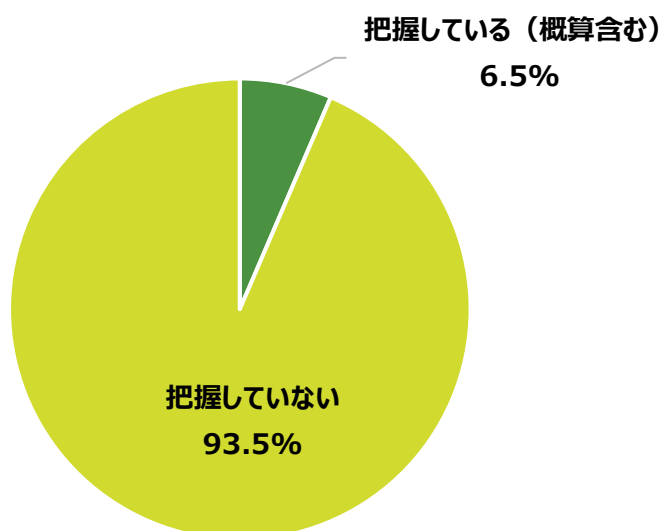
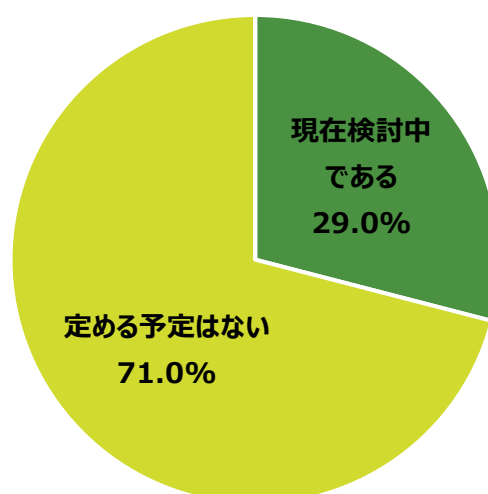


図3-35 温室効果ガス排出量削減に向けた目標や方針の設定状況【単数回答】
（事業者意識調査）（n=31）



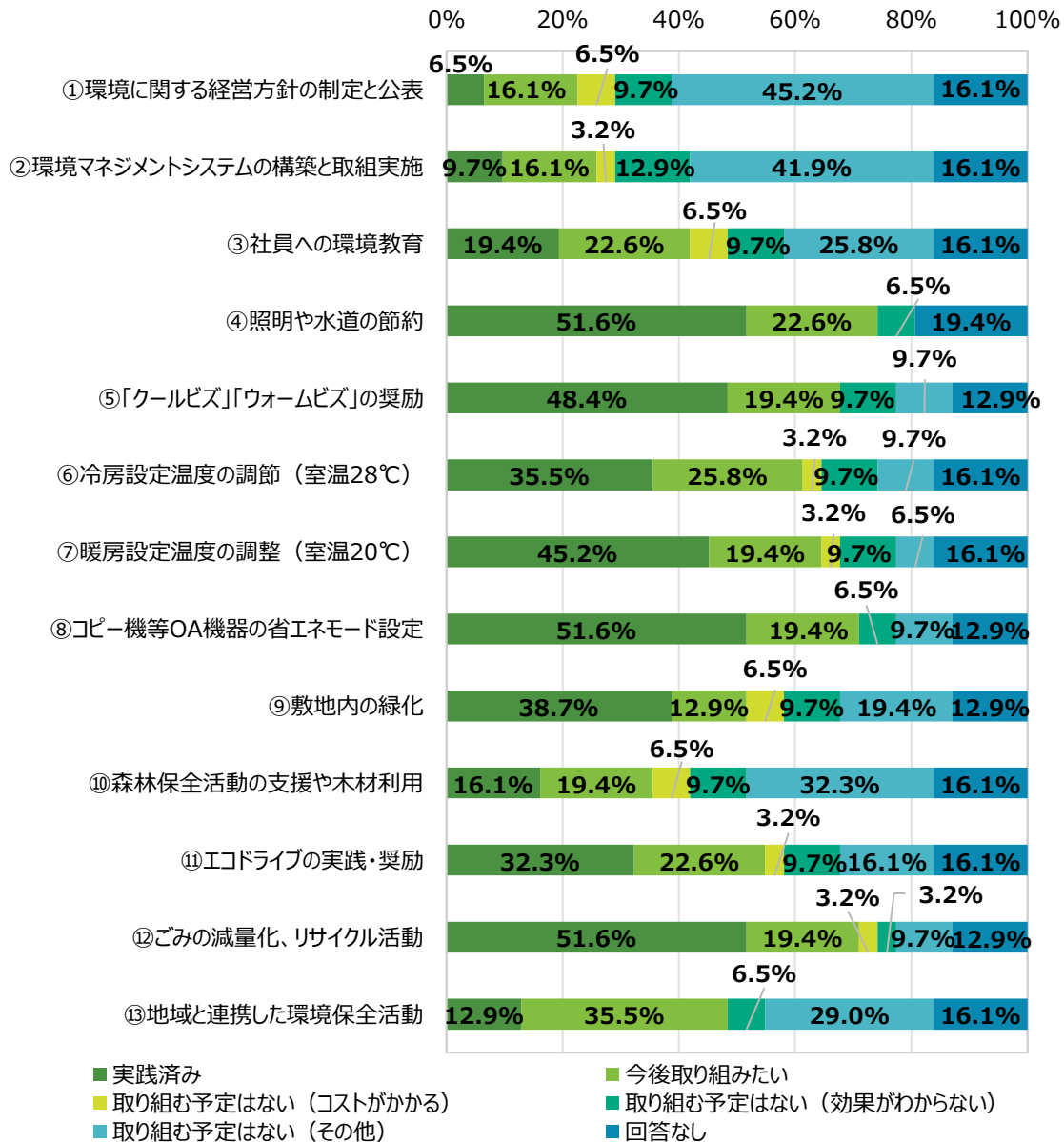
※回答が0%の項目は、表示していません。

図3-36 温室効果ガス排出量削減に向けた目標や方針の設定状況【単数回答】
（事業者意識調査）（n=31）

事業者が行っている地球温暖化対策に資する取組について、最も実施されていたのは「照明や水道の節約」であり、次いで「コピー機等 OA 機器の省エネモード設定」、「ごみの減量化、リサイクル活動」となりました。既に多くの事業所で、日々の業務の中で定着した取組やコスト削減に直結する取組が実施されています。

また、取り組む予定はないと回答されたのは、「環境に関する経営方針の制定と公表」、「環境マネジメントシステムの構築と取組実施」、「森林保全活動の支援や木材利用」が多くなりました。

環境経営の重要性がますます高まる中、環境に関する経営方針の具現化と、環境マネジメントシステムの有効活用が、喫緊の課題として浮上しています。今後は、事業者が従業員の環境意識向上を図り、環境経営の重要性を深く認識できる教育を強化していけるよう、町からの情報発信や支援等を実施していく必要があります。



※回答が0%の項目は、表示していません。

※環境マネジメントシステム…組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織や事業者の体制・手続き等の仕組み

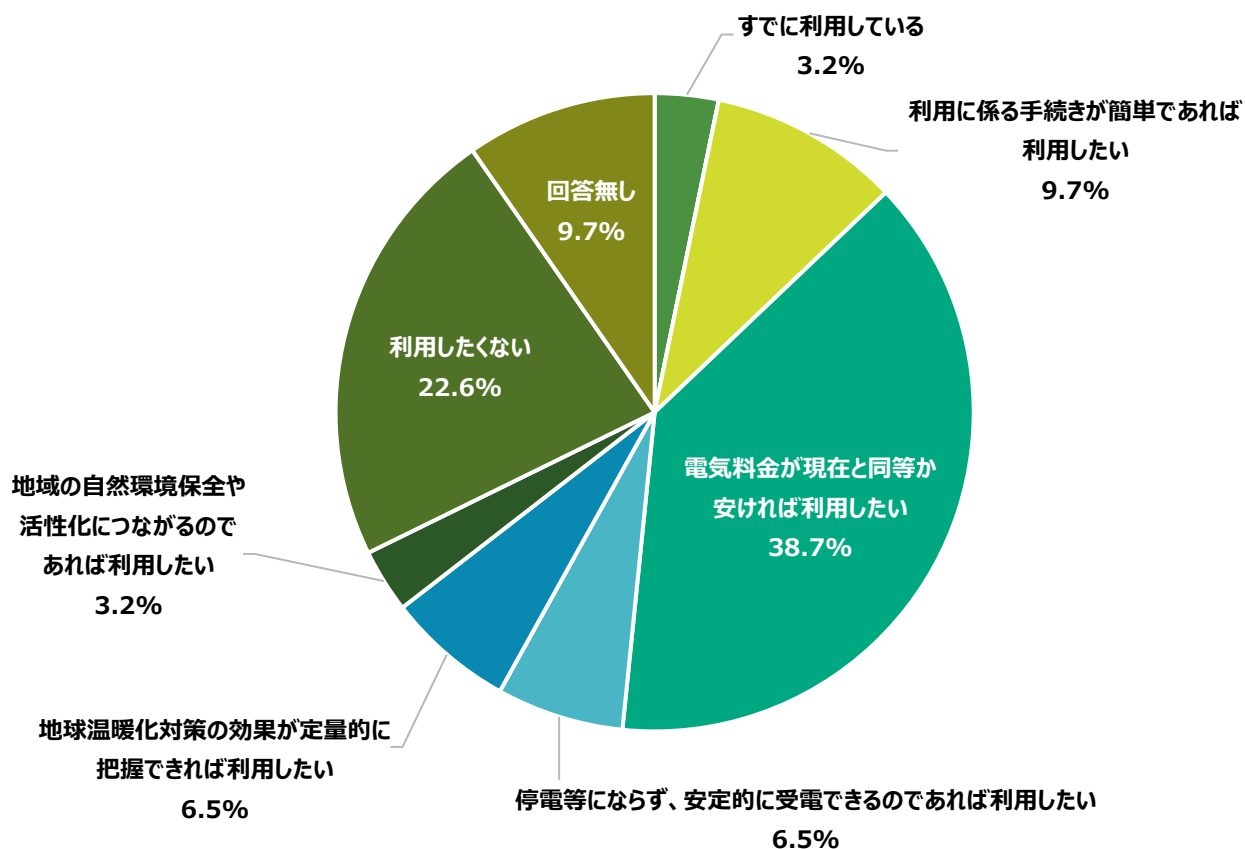
図3-37 地球温暖化対策に資する取組の実施状況【それぞれ単数回答】

（事業者意識調査）（n=31）

再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」について、

再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」について、3.2%の事業者が「すでに利用している」と回答しました。22.6%の事業者は「利用したくない」と回答し、再エネ電気プランの利用に消極的な姿勢が見受けられました。

また、条件付きで「利用したいと思う」と回答した事業者は合計64.6%で、そのうち、半数以上の事業者が利用料金について懸念しています。



※回答が0%の項目は、表示していません。

図3-38 「再エネ電気プラン」の利用状況（事業者意識調査）（n=31）

近年の地球温暖化による気候変動について、影響を与える可能性の高い不安要素は「大規模災害によるインフラ・ライフラインへの影響」が最も多く、次いで「猛暑日増加による熱中症者数の増加」、「降雪量の変化によるインフラやライフラインへの影響」が多くなりました。町民意識調査の回答においても「自然災害対策」への取組は求められていたことから、優先的に推進していく必要があります。

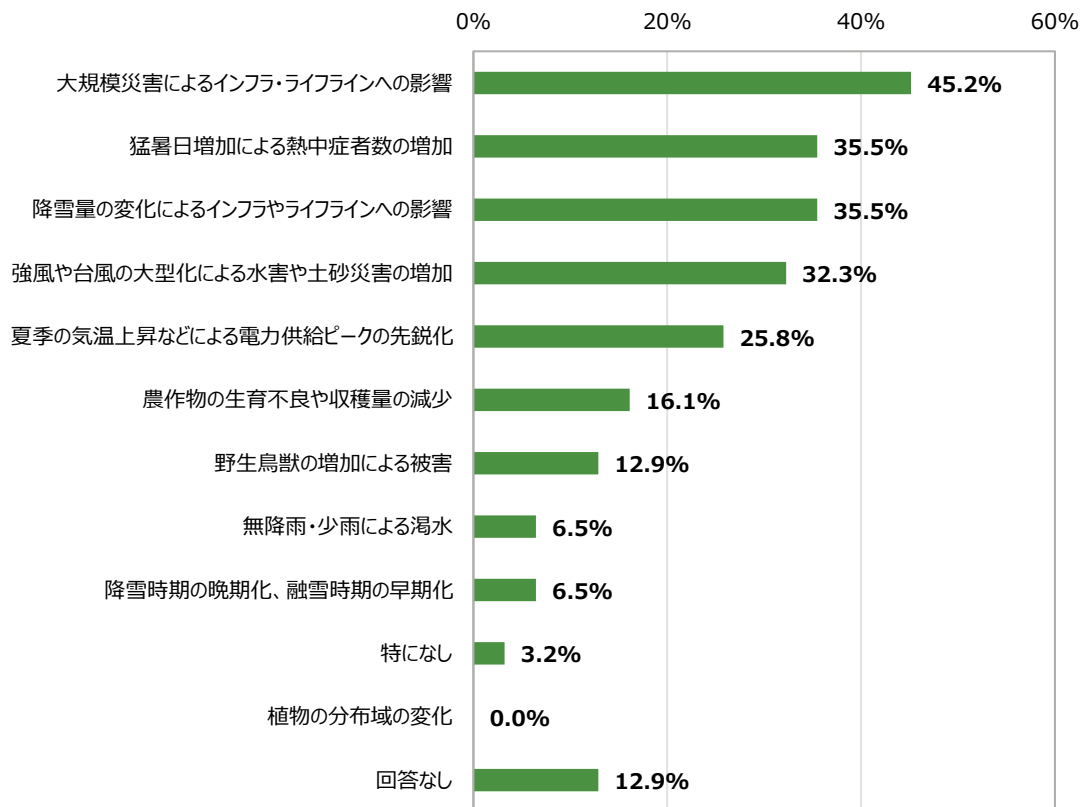


図3-39 気候変動の影響における不安要素【複数回答】（事業者意識調査）（n=31）

地球温暖化対策を進める上での課題については、「費用対効果が分かりづらい」が最も多く、次いで「資金の不足」、「ノウハウの不足」が挙げられました。

補助制度の検討やノウハウの情報提供を推進していく必要があります。

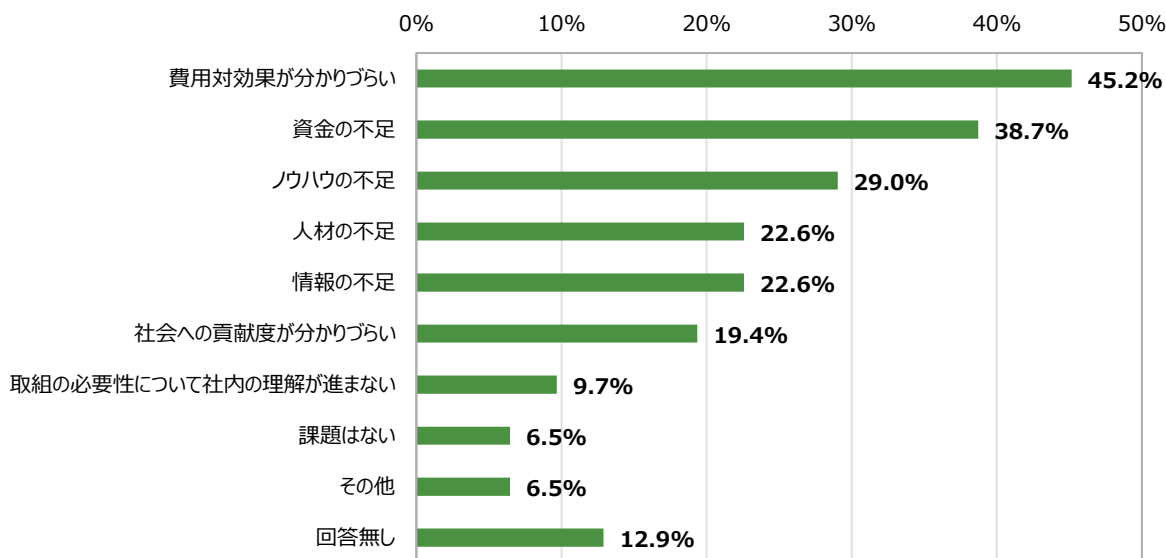


図3-40 地球温暖化対策を進める上での課題【複数回答】（事業者意識調査）（n=31）

地球温暖化対策に関して知りたい情報は「事業者向けの支援制度、補助金等の情報」が最も多く、次いで「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」、「地球温暖化が事業活動に及ぼす影響に関する情報」となりました。

本町に関する情報のみならず、国や県において行っている補助制度や取組の情報を積極的に提供していく必要があります。

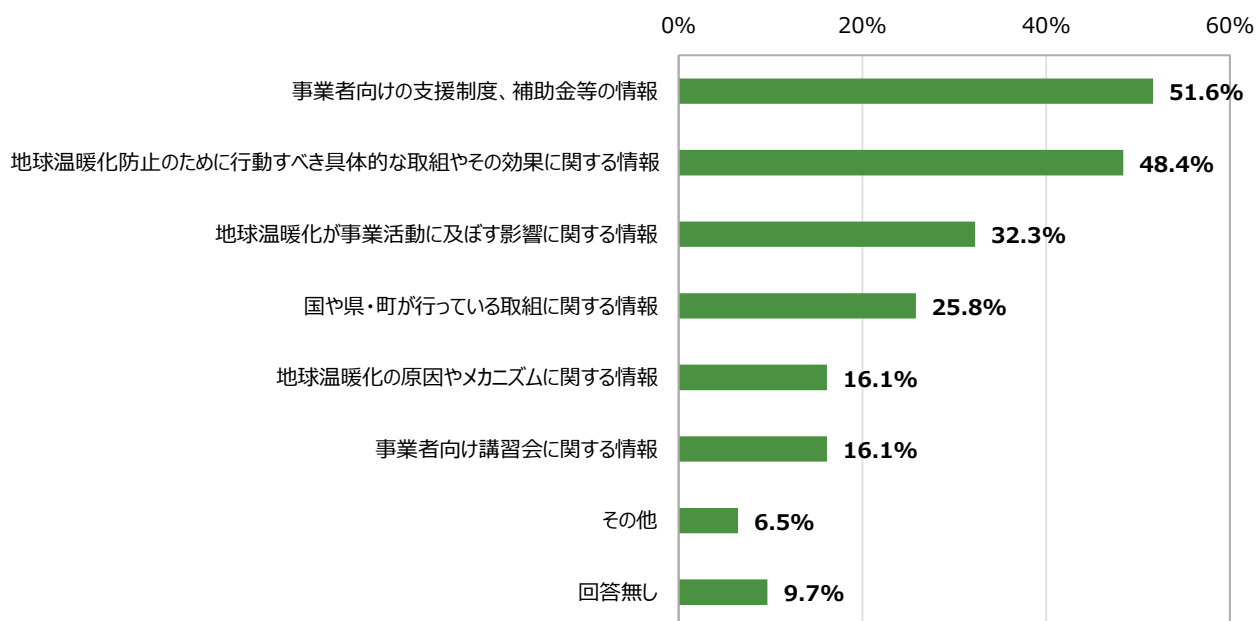


図3-41 地球温暖化対策に関して知りたい情報【複数回答】（事業者意識調査）（n=31）



コラム「再エネ電気プラン」

小売電気事業者が提供する再エネ電気プランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えることができます。

多くの小売り電気事業者が太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、二酸化炭素排出量実質ゼロの電気となります。



出典：環境省

【再エネ電気プランのメリット】

- ・発電設備を設置しなくとも契約を切り替えるだけで再エネが利用できる
- ・各社メニューにより料金は切り替え前と同等程度のものもある
- ・電気自動車等を購入する場合、再エネ100%電気の契約を条件に環境省から補助金が受けられる



第4章

二酸化炭素排出量の 現況把握と将来推計

4-1 二酸化炭素排出量の現況

(1) 二酸化炭素排出量の現況推計の考え方

二酸化炭素排出量の現況推計は、表2-1に掲げる本計画の対象部門・分野の二酸化炭素について、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計」を算出しました。

この「現況排出量独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく住民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

(2) 二酸化炭素排出量の現況推計

本町の二酸化炭素排出量の状況は次のとおりです。本町における令和3(2021)年度の二酸化炭素排出量は103,032トン-CO₂(トン-シーオーツー)で、全体として平成25(2013)年度(基準年度)から28,769トン-CO₂の減少となりました。製造品出荷額や農林水産業就業者数の伸びに伴い、産業部門の排出量が増加した一方で、事業所の就業者数や世帯数の減少、自動車保有台数の減少等に伴い、産業部門を除く全ての部門で排出量が減少しています。

表4-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区 分			2013年度(基準年度)			2021年度(現況年度)			
			活動量	単位	排出量 (トン-CO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (トン-CO ₂ /年)	基準 年度比
産業部門	製造業		1,422,088	万円	13,878	2,089,418	万円	14,797	+7%
	建設業・鉱業		994	人	2,115	747	人	1,948	-8%
	農林水産業		167	人	5,089	225	人	7,357	+45%
業務その他部門			5,675	人	32,469	4,529	人	17,988	-45%
家庭部門			6,869	世帯	34,001	6,473	世帯	24,518	-28%
運輸部門	自動車	旅客	9,839	台	18,008	9,422	台	12,805	-29%
		貨物	4,692	台	23,438	4,726	台	21,481	-8%
廃棄物分野	一般廃棄物		6,018	トン	2,804	4,588	トン	2,138	-24%
合計					131,801			103,032	-21.8%

※2021年度(現況年度)は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。

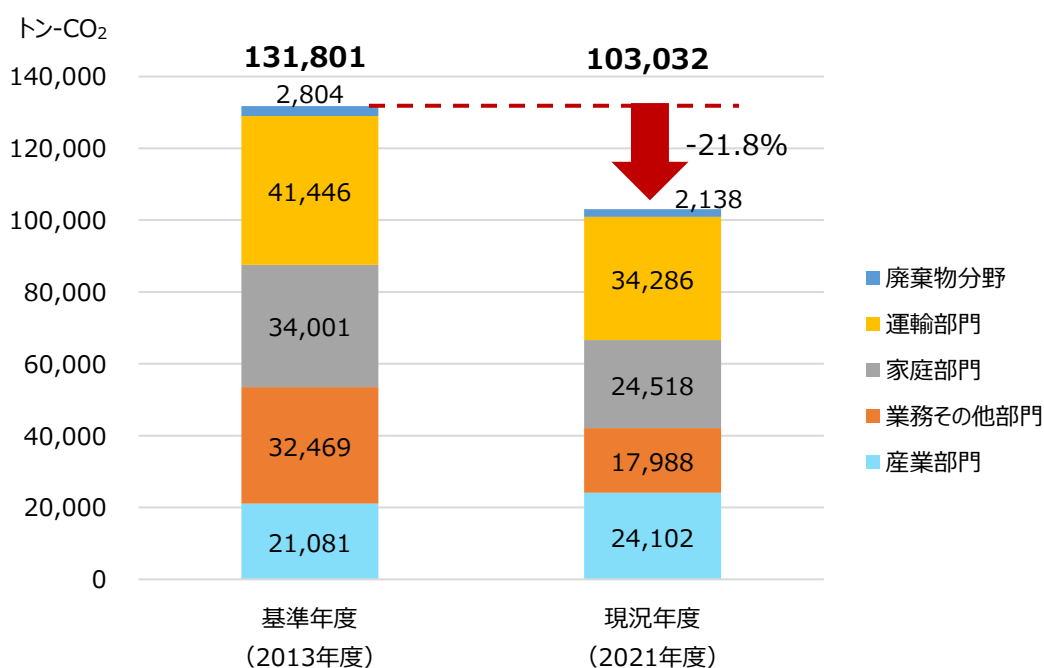


図4-1 二酸化炭素排出量の現況

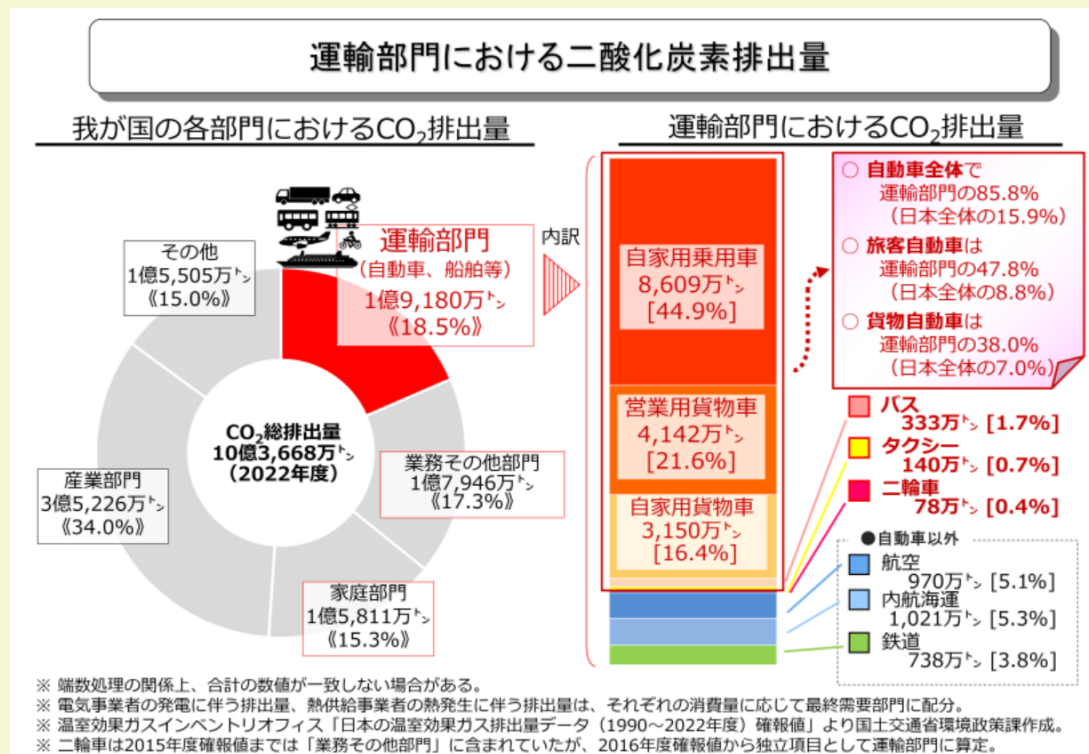


コラム「運輸部門における二酸化炭素排出量」

令和4(2022)年度における日本の二酸化炭素排出量(10億3,700万トン)のうち、運輸部門からの排出量(1億9,180万トン)は18.5%を占めています。自動車全体では運輸部門の85.8%(日本全体の15.9%)、うち、旅客自動車は運輸部門の47.8%(日本全体の8.8%)、貨物自動車は運輸部門の38.0%(日本全体の7.0%)を排出しています。

平成2(1990)年度から平成8(1996)年度までの間に運輸部門における二酸化炭素排出量は22.7%増加しましたが、その後、平成9(1997)年度から平成13(2001)年度にかけてほぼ横ばいとなり、平成13(2001)年度以降は減少傾向に転じています。しかし、平成2(1990)年度から平成16(2004)年度にかけて、福島県では、1人当たり二酸化炭素排出量(旅客輸送)が50%を超える増加率を記録しました。

令和4(2022)年度の排出量は、自動車の燃費改善等により、平成25(2013)年度比で減少しています。ただし、前年度比では、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等による輸送量が増加したこと等により、排出量増加となりました。



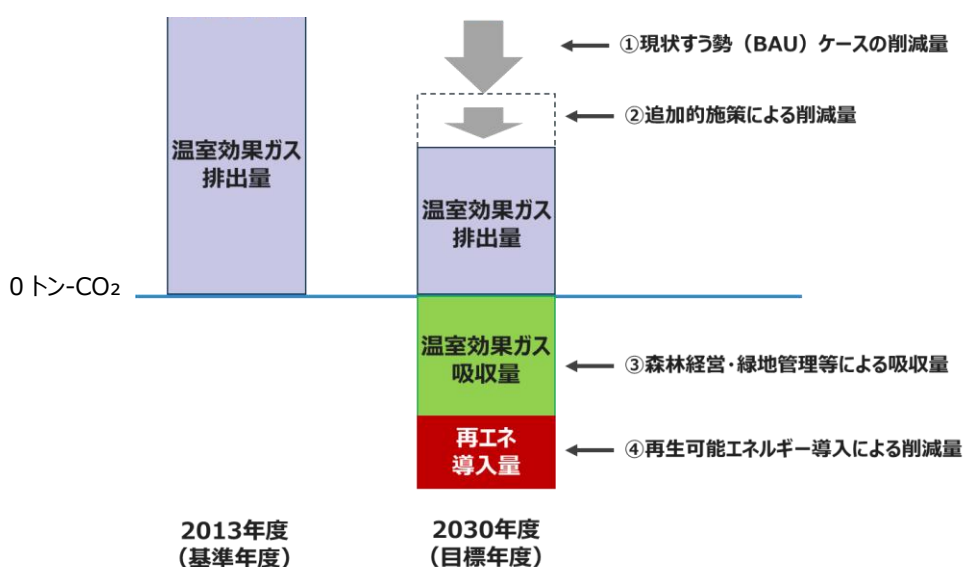
出典:国土交通省

4-2 二酸化炭素排出量の将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の将来推計の考え方

二酸化炭素排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、①人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて二酸化炭素排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、③吸収量及び④再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度の二酸化炭素排出量を推計します。



※現状すう勢（BAU）ケース…今後追加的な対策を見込まないまま排出量が推移した場合のこと

図4-2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における二酸化炭素排出量の将来推計（BAU）

本町における将来の二酸化炭素排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。

なお、活動量の変化については、各活動項目について過去の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

また、令和12（2030）年度および令和32（2050）年度の電力排出係数については、国の「地球温暖化対策計画」において示されている0.000253トン-CO₂/kWhを用いています。

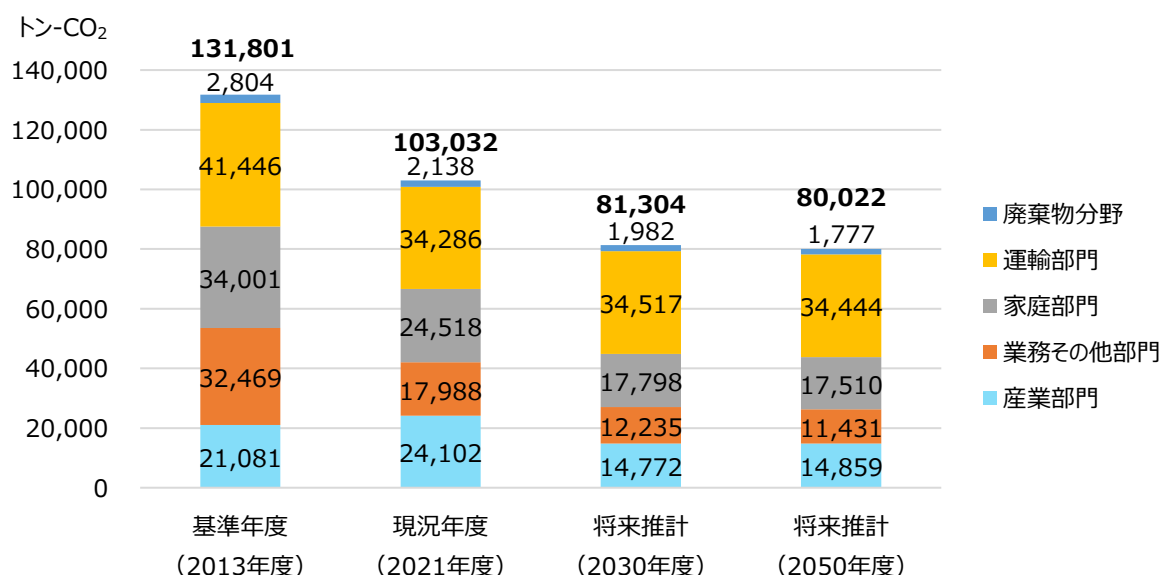
推計の結果、令和12（2030）年度の排出量は81,304トン-CO₂、令和32（2050）年度の排出量は80,022トン-CO₂と算出されました。

表4-2 活動量の将来変化

区分			活動項目	単位	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
産業部門	製造業		製造品出荷額	億円	142.2	208.9	113.1	106.8
	建設業・鉱業		従業員数	人	994	747	783	719
	農林水産業		従業員数	人	167	225	232	249
業務その他部門			従業員数	人	5,675	4,529	4,663	4,357
家庭部門			世帯数	世帯	6,869	6,473	6,535	6,430
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	9,839	9,422	9,548	9,463
		貨物	保有台数	台	4,692	4,726	4,739	4,748
廃棄物分野	一般廃棄物		焼却量	トン	6,018	4,588	4,433	3,975

表4-3 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位トン-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度
産業部門	21,081	24,102	14,772	14,859
業務その他部門	32,469	17,988	12,235	11,431
家庭部門	34,001	24,518	17,798	17,510
運輸部門	41,446	34,286	34,517	34,444
廃棄物分野	2,804	2,138	1,982	1,777
合計	131,801	103,032	81,304	80,022



※森林吸収量については、森林整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース（BAU ケース）には含まないこととします。

図4-3 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

(3) 追加的削減量

ア 省エネルギー対策に係る削減量

本計画の第6章で記載されている省エネ対策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる二酸化炭素排出削減量が見込まれます。国が「地球温暖化対策計画」において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

推計の結果、追加的削減量は11,583トン-CO₂が見込まれました。

表4-4 追加的施策による削減見込み量

区分	取組の内容	削減量 (トン-CO ₂)
産業部門	・高効率空調の導入 ・業種間連携省エネルギー取組推進 ・燃料転換の推進 ・高性能ボイラーの導入	280
業務その他 部門	・高効率照明の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・業務用給湯器の導入 ・BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	1,389
家庭部門	・住宅の省エネルギー化（新築・改修） ・高効率照明の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・高効率給湯器の導入 ・家庭エコ診断	2,596
運輸部門	・公共交通機関の利用促進 ・次世代自動車の普及、燃費改善 ・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のクリーン化 ・LED道路照明の整備促進 ・自転車の利用促進	5,284
廃棄物分野	・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 ・廃プラスチックのリサイクルの促進 ・家庭における食品ロスの削減	741
産業・ 業務横断	・建築物の省エネルギー化（新築・改修）	1,294
合計		11,583

イ 再生可能エネルギーの導入による削減量

「3-8 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定しました。それぞれの導入見込み量に基づく削減量は以下のとおりです。

なお、風力発電については、建設に当たって七ヶ岳や国の天然記念物に指定されている駒止湿原周辺への大規模な地形の改変が予想されます。このことは、希少な動植物を含めた自然生態系全体に重大な影響を及ぼすと考えられることから、本計画では導入ポテンシャルの算出だけとします。

また、中小水力発電については、ステークホルダー間の合意形成や設備整備の期間を考慮し、令和12(2030)年度以降令和32(2050)年度までに導入できた場合を想定して検討を行いました。

表4-5 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（電気）

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (トン-CO ₂)	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (トン-CO ₂)
太陽光発電（建物系）	495	125	5,725	1,448
太陽光発電（土地系）	2,004	507	4,008	1,014
中小水力発電	-	-	1,840	465
バイオマス発電（未利用材活用）	57	15	936	237
合計	2,556	647	12,509	3,165

表4-6 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（熱）

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (トン-CO ₂)	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (トン-CO ₂)
太陽熱	880	62	10,178	715
地中熱	-	-	22,100	2,723
合計	880	62	32,278	3,438

ウ 吸収量

本町の森林全体の二酸化炭素吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計の対象とする森林は「森林経営対象森林」であり、森林経営活動に伴う面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数（2.46 トン-CO₂/ha・年）を乗じて算出しました。

本町には81,803ha の森林が存在しており、国有林、県有林、町有林、私有林によって構成されています。全森林の人工林率は22.6%であり、人工林ではスギ、アカマツ、カラマツが多くを占めています。

国有林とそれ以外の民有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表しているFM率（Forest Management 率、森林経営率）をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出したところ、121,600 トン-CO₂/年となりました。

表4-7 南会津町の国有林の森林経営面積（単位：ha）

区分	樹種	国有林	国有林 FM 率	国有林 FM 面積
人工林	スギ	2,233	0.92	2,054
	アカマツ	859	0.85	730
	カラマツ	1,202	0.85	1,022
天然林	全樹種	19,880	0.68	13,518
合計				17,325

令和5(2023)年度現在

表4-8 南会津町の民有林の森林経営面積（単位：ha）

区分	樹種	民有林	民有林 FM 率	民有林 FM 面積
人工林	スギ	7,370	0.89	6,559
	アカマツ	2,835	0.89	2,523
	カラマツ	3,968	0.89	3,532
天然林	全樹種	42,375	0.46	19,493
合計				32,106

令和5(2023)年度現在

※FM 率は表4-7、表4-8いずれも林野庁「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）」で示されている2020年度の値を使用。アカマツのFM率は公表値が示されていないためカラマツと同等と想定。

表4-9 南会津町の森林経営面積と年間森林吸収量の推計

区分	面積	単位	CO ₂ 吸収量	単位
国有林	17,325	ha	42,619	トン-CO ₂ /年
民有林	32,106	ha	78,982	トン-CO ₂ /年
合計	49,431	ha	121,600	トン-CO ₂ /年

また、本町における緑化面積、街路樹、高木植栽に係る吸収量についても同様に、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき推計しました。

森林吸収量と合わせると121,635トン-CO₂/年の削減が見込まれます。

今後も継続的に森林経営や緑地の適切な管理を行うことで、現況と同程度の吸収量が毎年見込まれると考えられます。

表4-10 南会津町の吸収量総括

区分	面積	単位	CO ₂ 吸収量	単位
森林経営面積	49,431	ha	121,600	トン-CO ₂ /年
緑化面積	20,142	ha	31	トン-CO ₂ /年
街路樹・高木植栽	92	本	4	トン-CO ₂ /年
合計			121,635	トン-CO ₂ /年

(4) 南会津町における二酸化炭素排出量の将来推計まとめ

前述(2)、(3)を踏まえて推計した令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量の見込みは以下のとおりです。基準年度比(平成25(2013)年度比)で令和12(2030)年度50%、令和32(2050)年度100%の削減を目標とした場合、省エネルギー等の対策や再生可能エネルギーの導入による削減量を見込み、65,901トン-CO₂、0トン-CO₂となります。

表4-11 二酸化炭素排出量の将来推計(単位:トン-CO₂)

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	21,081	24,102	13,845	-34.3%	13,933	-33.9%
業務その他部門	32,469	17,988	10,198	-68.6%	9,395	-71.1%
家庭部門	34,001	24,518	15,202	-55.3%	14,915	-56.1%
運輸部門	41,446	34,286	29,234	-29.5%	29,160	-29.6%
廃棄物分野	2,804	2,138	1,241	-55.7%	1,036	-63.0%
吸収量	-	-	-121,635	-	-121,635	-
加味する吸収量	-	-	-3,111	-	-61,835	-
再生可能 エネルギー導入	-	-	-709	-	-6,603	-
合計	131,801	103,032	65,901	-50.0%	0	-100.0%

※再生可能エネルギー導入量で補うことができない削減量については、森林吸収量を加味します。残る森林吸収量は、J-クレジット等を含め、町の収益とすべく検討します。

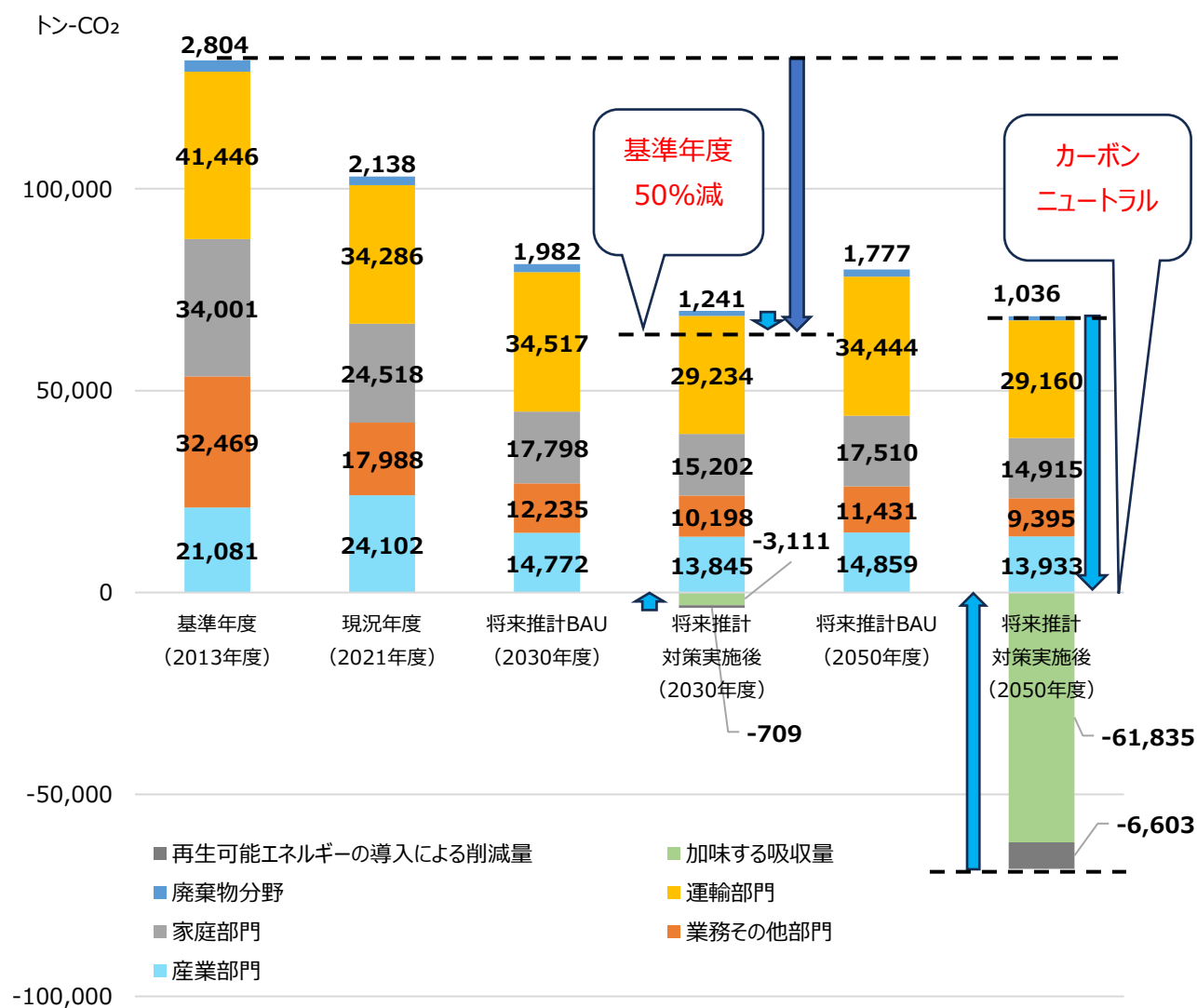


図4-4 二酸化炭素排出量の将来推計のまとめ

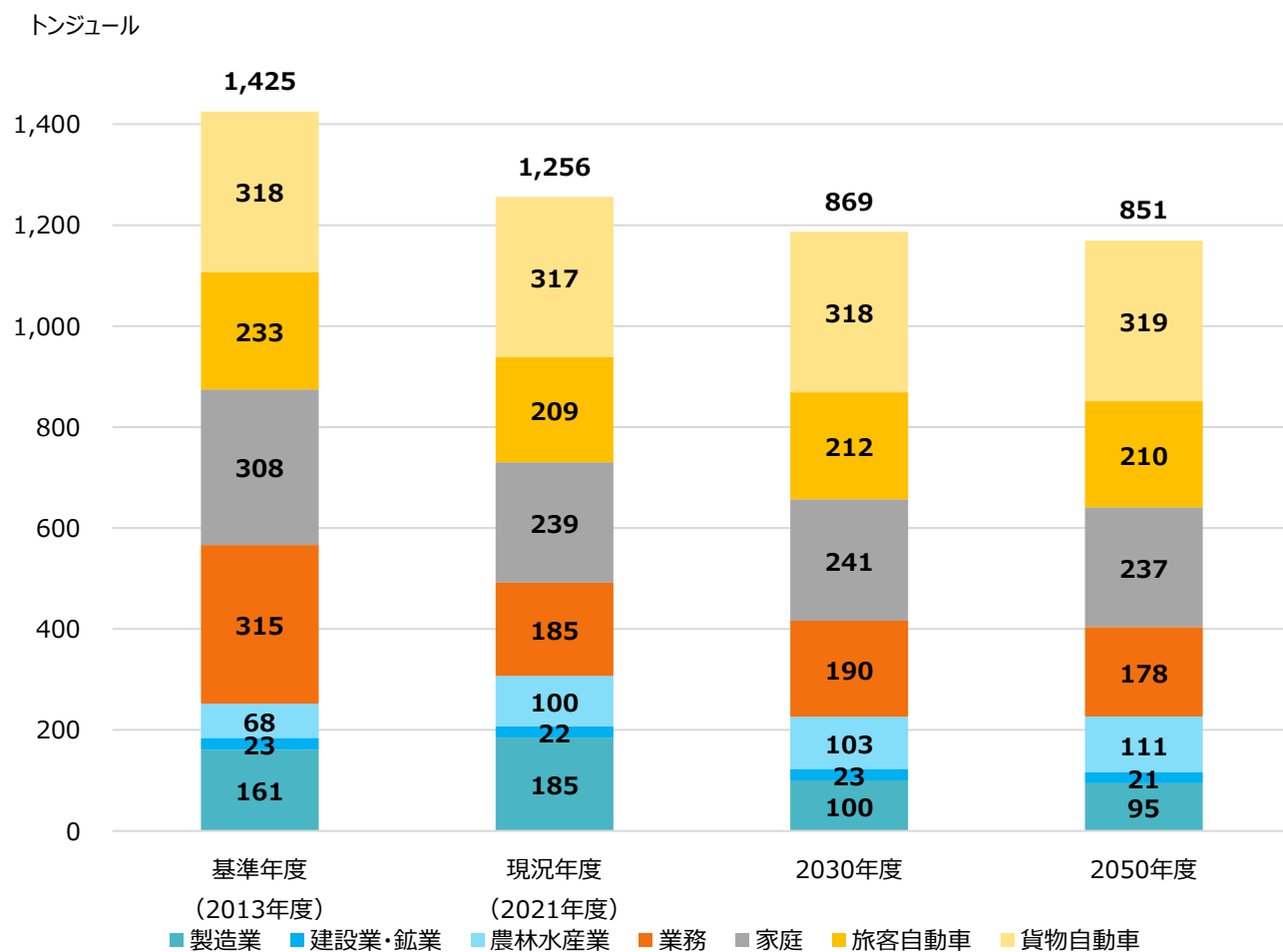


図4-5 二酸化炭素排出量エネルギー換算の将来推計のまとめ



第5章 将来像と計画の目標

5-1 将来像と計画の目標

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「豊かな自然と生活環境を次世代につなごう ゼロカーボンタウンみなみあいづ」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGs の達成にも寄与します。



5-2 地域課題同時解決の考え方

国の「第六次環境基本計画」では、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。本町においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGs への貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。

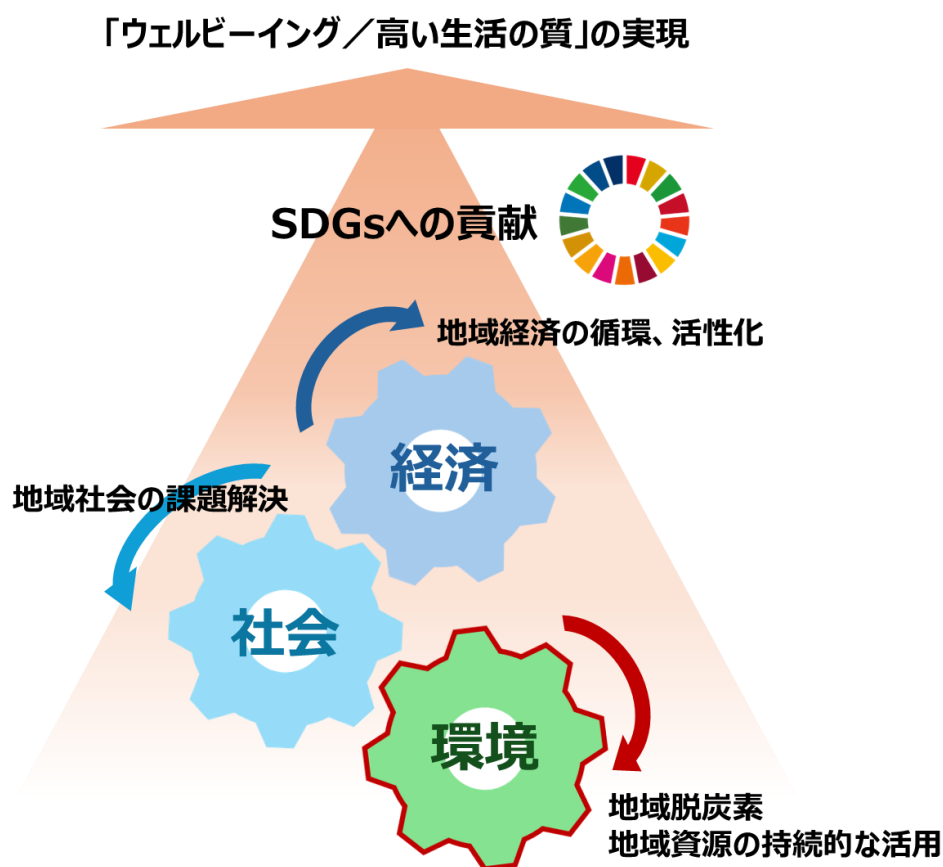


図5-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ

5-3 二酸化炭素排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、二酸化炭素排出量を平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことが示されています。

また、県の「福島県地球温暖化対策推進計画」では、国の目標を上回り、平成25(2013)年度比で令和32(2050)年度実質ゼロ(カーボンニュートラル)に向けて、令和12(2030)年度50%減及び令和22(2040)年度75%減する旨が示されています。

第4章における二酸化炭素排出量の推計結果及び県の目標を踏まえ、本町における二酸化炭素排出量削減目標を以下のとおり定めます。

なお、50%を超えて削減できる部分はクレジット化や再生可能エネルギーの町外供給等を検討し、本町の地域経済の活性化を図ります。

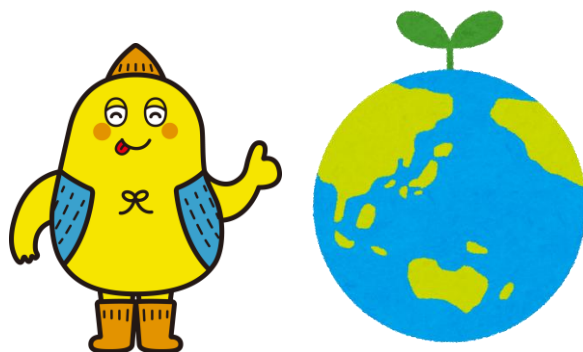
二酸化炭素排出量削減目標(中期目標)

令和12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、
平成25(2013)年度比で50%削減します。

二酸化炭素排出量削減目標(長期目標)

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

＼ 目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！ ／



5-4 再生可能エネルギー導入目標

前述の二酸化炭素削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和12(2030)年度導入目標(電気) : 2,556 MWh/年
令和12(2030)年度導入目標(熱) : 880 GJ/年

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

令和32(2050)年度導入目標(電気) : 12,509 MWh/年
令和32(2050)年度導入目標(熱) : 32,278 GJ/年

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽光発電 (建物系)	495	5,725	新築戸建住宅等の50%の屋根に太陽光発電設備が設置された場合。 また、既存の建築基準を満たす住宅の15%の屋根に太陽光発電設備が設置された場合。
太陽光発電 (土地系)	2,004	4,008	1.5ha に相当する土地に太陽光発電設備が導入された場合。
中小水力発電	—	1,840	2030 年度以降、追加で2か所設置された場合。
バイオマス発電	57	936	民有林より発生する未利用材の10%を活用する発電設備が設置された場合。
合計	2,556	12,509	—

表5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

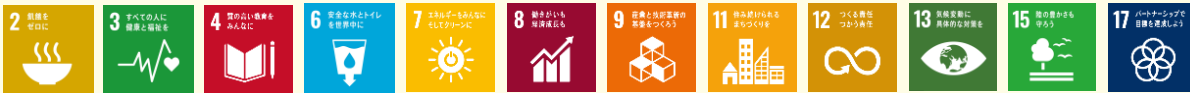
エネルギー種別	2030 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽熱	880	10,178	新築戸建て住宅等の50%の屋根に集熱器が設置された場合。 また、既存の建築基準を満たす住宅の15%の屋根に集熱器が設置された場合。
地中熱	—	22,100	2030 年度以降、ポテンシャルの2%の地中熱が利用された場合。
合計	880	32,278	—



第6章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図

【貢献する SDGs】

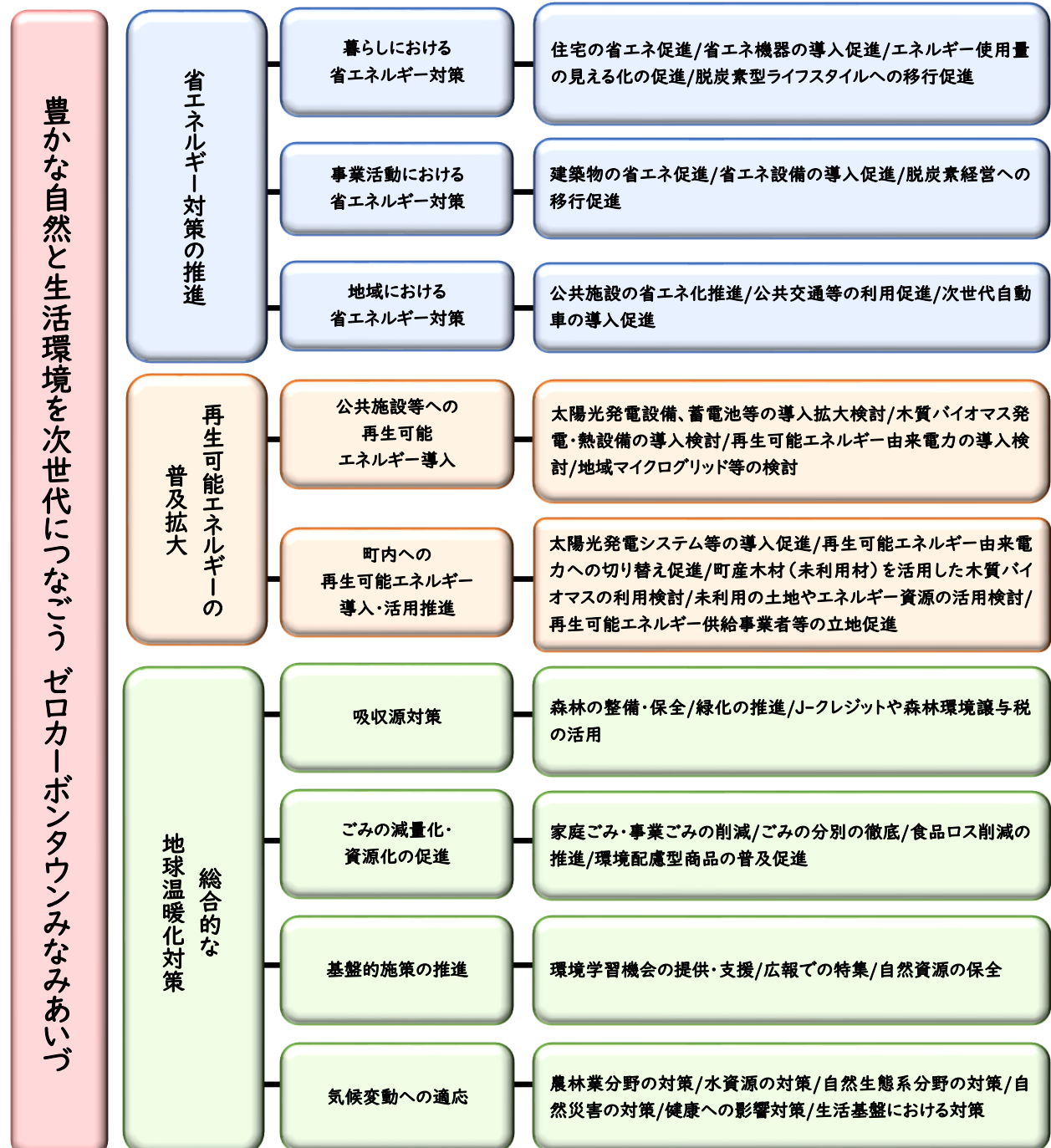


【将来像】

【基本方針】

【施策】

【具体的な取組】



第6章

目標達成に向けた施策

6-2 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、住民、事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

基本方針 | 省エネルギー対策の推進

《貢献する SDGs》



私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずは、エネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人ひとりが省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供を行うことにより、エネルギー消費の少ない脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。

町の取組	内容
住宅の省エネ促進	既存の住宅、建築物の高気密、高断熱化等の省エネルギー化及び新築住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発を行います。また、町産材を使用した町内における住宅の建設を支援します。
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行います。
エネルギー使用量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネージメントシステム）の情報提供を行います。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション30」、「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

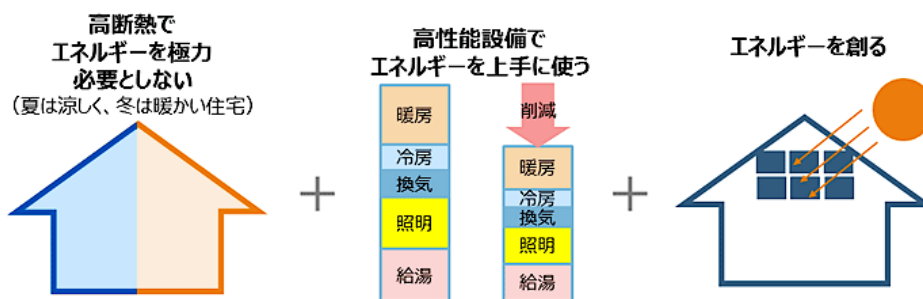


図6-1 ZEH のイメージ図



コラム「ゼロカーボンアクション 30」

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要です。

環境省では、家庭における CO₂排出量の削減目標の達成を図るべく、できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション「ゼロカーボンアクション 30」を発信しています。



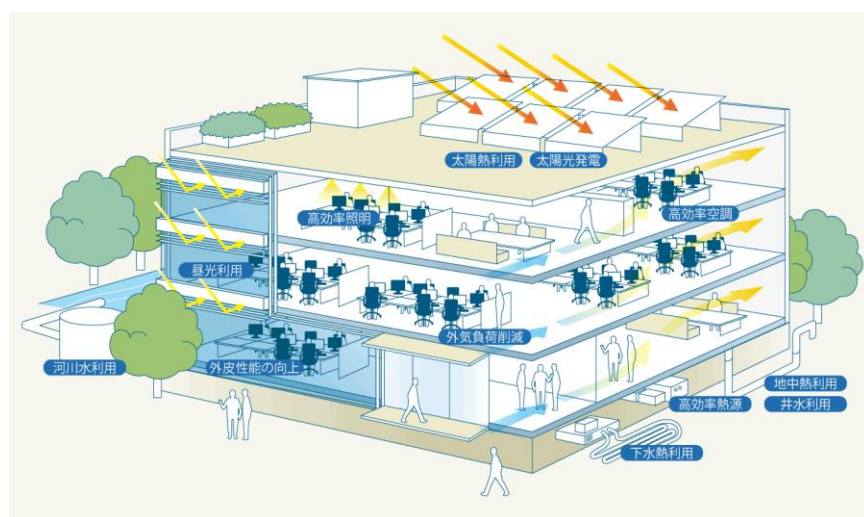
出典：環境省

施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICT 等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発を行います。

町の取組	内容
建築物の省エネ促進	既存の建物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化及び新築の建築物における ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の普及啓発を行います。
省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行います。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標、計画の策定に関する情報提供を行います。



出典：省エネポータル

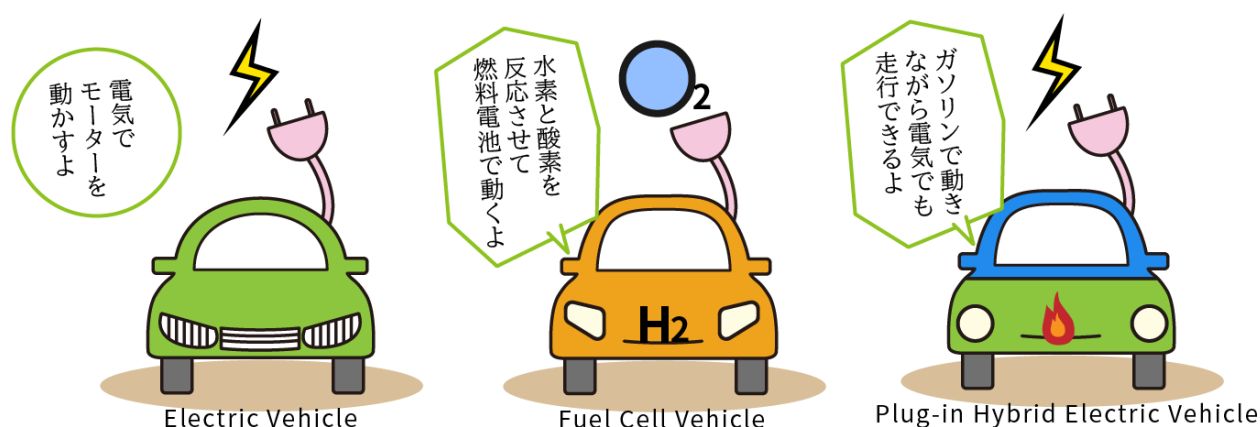
図6-2 ZEB のイメージ図

施策3 地域における省エネルギー対策

町の実情に応じたデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCV、PHV への転換を検討し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を検討します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

町の取組	内容
公共施設の省エネ化推進	庁舎や公共施設（町営住宅を含む）について、高効率機器をはじめとする省エネ機器導入や ZEB・ZEH 化を検討します。
公共交通等の利用促進	南会津町地域公共交通計画に基づき、利用者や環境に配慮した車両の導入を検討するとともに、町民の利用促進について普及啓発を行います。
次世代自動車の導入促進	ZEV（ゼロエミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を検討します。



出典：環境省

図6-3 EV、FCV、PHV の特徴

基本方針Ⅰ 省エネルギー対策の推進 における指標

取組	2030年度目標
地方公共団体全体のLED照明の導入割合	100%
脱炭素型ライフスタイルに関する広報での普及啓発（家庭向け）	10件 （2025～2030年度合計）
脱炭素経営に関する広報での普及啓発（事業者向け）	10件 （2025～2030年度合計）

基本方針 | 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



町民 の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
(室内温度の目安:冷房時28度、暖房時20度、体調や天候によっては調節が必要)
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のもを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通の利用を検討する。
- 自動車を購入する際は、ZEV の選択を検討する。



事業者 の取組

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用し、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のもを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV の選択を検討する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関の利用を検討する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

《貢献する SDGs》



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。エネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出しているため、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことが脱炭素社会の実現につながります。

施策Ⅰ 公共施設等への再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

町の実施	内容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大検討	設置可能な地方公共団体保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すべく調査を行うとともに、災害時のレジリエンス※1強化のため、蓄電池の導入もあわせて調査を行います。
木質バイオマス発電・熱設備の導入検討	町内の事業所で製造、供給された未利用材を活用した木質バイオマスボイラー（熱利用）の拡大や木質バイオマス発電設備の導入を検討します。
再生可能エネルギー由来電力の導入検討	町で調達する電力の50%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。
地域マイクログリッド※等の検討	平常時には地域の再エネ電源を有効活用しつつ、非常時には、その地域内の再エネ電源をメインに他の分散型エネルギーリソースと組み合わせて自立的に電力供給可能な「地域マイクログリッド」の構築を検討し、災害時のレジリエンス※2強化や地域のエネルギーを活用することによる地域産業の活性化を目指します。

※1地域マイクログリッド…平常時は地域の再生可能エネルギー電源を有効活用しつつ、電力会社等とつながっている送配電ネットワークを通じて電力供給を受け、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステムのこと。

※2レジリエンス…回復力、復元力のこと。

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギーの更なる普及と非常時の電源確保を目的として、太陽光発電システム等を設置する町民の方へ、設置費用の補助を行います。

また、町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて町外の事業者の誘致を促進します。

さらに、本町で生産された再生可能エネルギーについては、町内で利用することを前提とした上で、余ったエネルギーの利用を希望する町外企業に対して情報提供等を行い、誘致を促進します。

町の取組	内容
太陽光発電システム等の導入促進	住宅用太陽光発電、太陽光蓄電システム設置費に対する支援を実施し、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切替促進	太陽光等で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。
町産木材（未利用材）を活用した木質バイオマスの利用検討	町産木材（未利用材）を活用した木質バイオマスの導入を検討します。
未利用の土地やエネルギー資源の活用検討	遊休地等のエネルギー生産場所としての利活用を促進します。 また、未利用エネルギーの有効活用を検討します。
再生可能エネルギー供給事業者等の立地促進	本町の再エネポテンシャル等について、発電事業を行う町外事業者へPRし、誘致を促進します。 また、再エネ導入の妨げとなる法制度の改正や、導入を後押しする法制度の整備、補助制度の整備、送電網の強化について、国等に対して継続的に働きかけていきます。 さらに、本町で生産された再生可能エネルギーの利用を希望する町外企業の誘致を促進します。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における指標

取組	2030年度目標
住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の申請件数	60件 (2025～2030年度合計)
公共施設で使用する再生可能エネルギー由来電力	50%

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



町民 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEV の選択を検討する。



事業者 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV の選択を検討する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

《貢献する SDGs》



省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本町における豊富な森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している気候変動への影響に備える適応策を推進します。

施策 1 吸収源対策

本町における豊富な森林資源や基幹産業である農業の農地を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、森林の適切な整備による保全、森林環境譲与税を活用した他自治体との連携や、クレジット創出による地域への経済循環により、持続可能なまちづくりを行います。

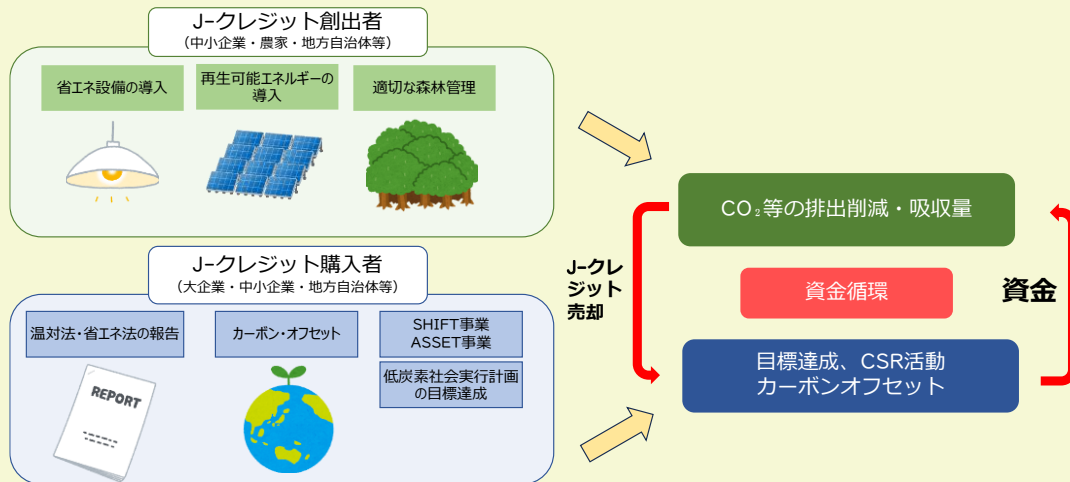
町の取組	内容
森林の整備・保全	各補助事業の活用による人工造林・下刈・除伐・間伐等を実施するとともに経営計画未策定者への意向調査を実施します。 また、林業の成長産業化に向けた地域構想に基づき、林業振興を図ります。 さらに、森林作業道の新設、老朽化した木道や登山道、作業道などの改修・補修を実施します。
緑化の推進	開発行為等により土地利用が農地から住宅地、商業地に転換する場合は、緑地確保に関する指導を継続して実施し、緑豊かな市街地の形成を促進します。
J-クレジットや森林環境譲与税の活用	町域の森林資源を最大限に活用し、J-クレジット制度や森林環境譲与税を活用することで、森林管理による吸収源対策を推進します。具体的には、適切な森林管理を実施することで創出されるJ-クレジットの売買を通じて新たな収益源を確保することや、森林環境譲与税の有効活用を検討し、森林整備や林業振興を加速させます。



コラム 「J-クレジットについて」

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、日本の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげていきます。



出典：林野庁

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

町の取組	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。 また、ごみの減量化についての普及啓発に取り組みます。
ごみの分別の徹底	県が進める「リサイクル可能物の分別の徹底」について、周知を行います。
食品ロス削減の推進	「食育」を通じて家庭等における食品ロス削減について普及啓発を行うとともに、県が進める取組の「3つの“きり”」（生ごみの水きり、料理の食べきり、食材の使いきり）の実践を周知徹底します。
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル※の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。

※環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし。



コラム「ごみ排出量 ～福島県は全国ワースト?～」

令和4(2022)年度の福島県の1人1日当たりのごみ排出量(1,021g)は、富山県と並び全国ワースト1位であり、リサイクル率(12.8%)は全国ワースト2位でした。

福島県では、令和5年度に廃棄物焼却施設への搬入実態を把握するため、施設に搬入される燃えるごみの組成分析調査を行いました。その結果、生ごみが約35%と最も高い割合を占めており、古紙や容器包装プラスチックなどのリサイクル可能物も14%含まれていました。福島県でごみ排出量が多い傾向が続いている理由ははっきりとはわかっていませんが、紙ごみや生ごみが他県よりも多い傾向にあります。

そこで、「わたしから始めるごみ減量!」として、「3つの“きり”」の実践を呼び掛けています。

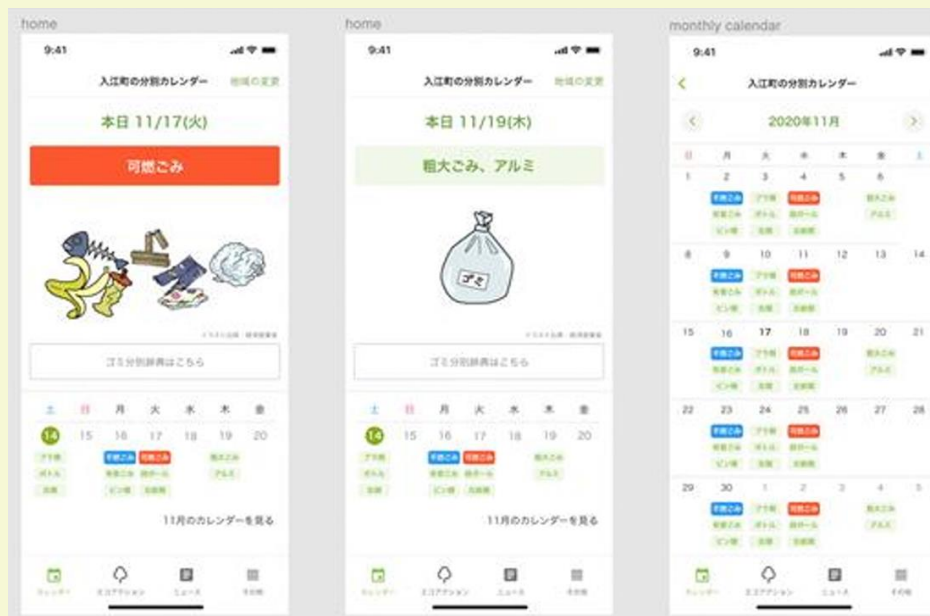
① 生ごみの水きり

② 料理の食べきり

③ 食材の使いきり

リサイクル可能物の分別の徹底については、日常生活の中で資源回収を習慣化することが有効です。「福島県環境アプリ」を使用して、お住まいの地区を登録すると、ごみ分別辞典やごみ収集カレンダーを確認することができます。

さらに、毎日のエコ活動でポイントをためて、県産品等の抽選に応募することもできます。他にも自分のエコアクションを投稿することや、県民がどんなエコアクションをしているのかを見ることがもできます。



出典:【福島県環境アプリ】へようこそ

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。

他自治体や企業との連携については、本町の取組について多様な情報発信に努めるほか、都市部等への再生可能エネルギー供給を契機にして、本町と都市部の間でヒト、モノ、カネの循環を創出し、町内への経済効果を誘導します。

町の取組	内容
環境学習機会の提供・支援	小中学生が環境問題を自分事と捉えられるような環境学習の推進や、町のホームページ等における国等の環境学習コンテンツの情報提供を行います。
広報での特集	広報紙等を用いて、環境問題への関心を高められる住民向けのコンテンツを発信します。
自然資源の保全	自然資源と触れ合える機会を増やし、保全活動を行います。 また、野生生物に関する知識を高められるように自然観察会などを開催します。

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

町の取組	内容
農林業分野の対策	水稻は、気温上昇の影響で、出穂後の高温遭遇による高温登熟障害のリスクが懸念されているため、今後の状況を注視します。 農作物に悪影響を与える病害虫については、情報の収集や対策の検討を進めます。 その他農作物についても、出芽状況について情報の収集を進めます。 林業分野では、再生林の促進や森林資源の循環利用を図ります。
水資源の対策	降雪量や融雪の時期、降水量の変化から、水道施設の水源としている湧水や井戸、表流水の状況に影響が出ることも考えられることから、継続した取水量のモニタリングを行いつつ、水利用ピーク時の水量確保のため、各種広報媒体により節水を呼びかけます。 また、河川・湧水の水質調査を継続的に実施します。
自然生態系分野の対策	近年顕著である野生鳥獣への影響を調査し、対策を進めます。 また、地域の生物多様性を保全するため、町民への外来生物の周知活動や、防除や捕獲に関する支援を行います。
自然災害の対策	地すべり、土砂災害警戒区域に指定された土地所有者への情報提供、洪水ハザードマップへの危険地域の掲載・研修会を実施します。 また、「南会津町地域防災計画」に基づき行政備蓄品を取得するとともに、孤立する可能性のある集落等には、非常食・飲料水等の備蓄用品を指定避難所へ整備します。 また、的確に避難情報の発令等を判断ができるよう備えます。
健康への影響対策	熱中症予防に関するリーフレット等の配布や、ホームページへの掲載による普及啓発を実施します。 また、学校におけるスポーツ活動や下校時の熱中症予防対策の指針を検討します。
生活基盤における対策	大雪や暖気・降雨等による道路交通への影響を軽減するため、気象予報を注視し、道路パトロールを強化するとともに、除排雪体制の確保に向けた取組を推進します。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策 における指標

取組	2030年度目標
1人1日当たりごみ排出量	935g/人日以下
環境教育実施回数	6回 (2025～2030年度合計)
広報での特集回数	12回 (2025～2030年度合計)



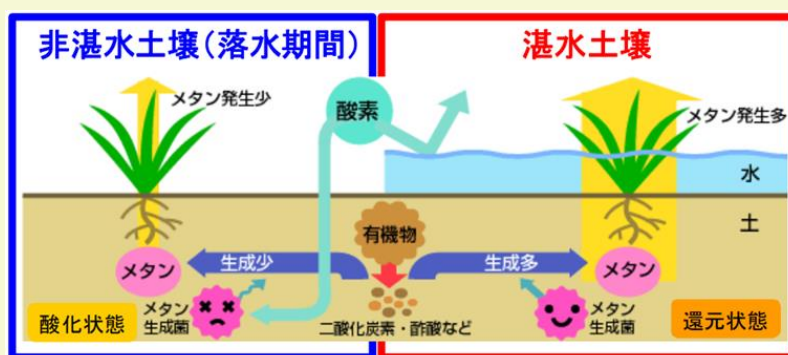
コラム「水田メタン発生抑制」

メタンは二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスです。主な放出源としては、湿地や水田、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼など多岐にわたります。

メタンは二酸化炭素に比べ発生量は少なく、その把握も難しくなっています。しかし、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減も重要です。

このうち水田では水分がある状態で微生物が藁などの有機物を分解し、メタンが生成されます。水田の中干しの期間（約7日程度から10日程度）を地域慣行より1週間程度延長することで、水田からのメタン排出量を平均30%削減することが可能です。中干しによるメタン発生抑制は、福島県の農業総合センターが先行して取り組んできました。

地域社会全体で協力し、メタン削減に向けた取組を加速させていくことが重要です。そして、科学技術の進歩にも期待しつつ、今後持続可能な社会の実現に向けた手法を確立させていく必要があります。



出典：農研機構

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



町民 の取組

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、町産木材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。



事業者 の取組

- 素材生産者を中心に、町産木材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、町産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、町産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。



第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図7-1に示すように町民、事業者等で組織する「南会津町環境審議会」に計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「南会津町地球温暖化対策庁内委員会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

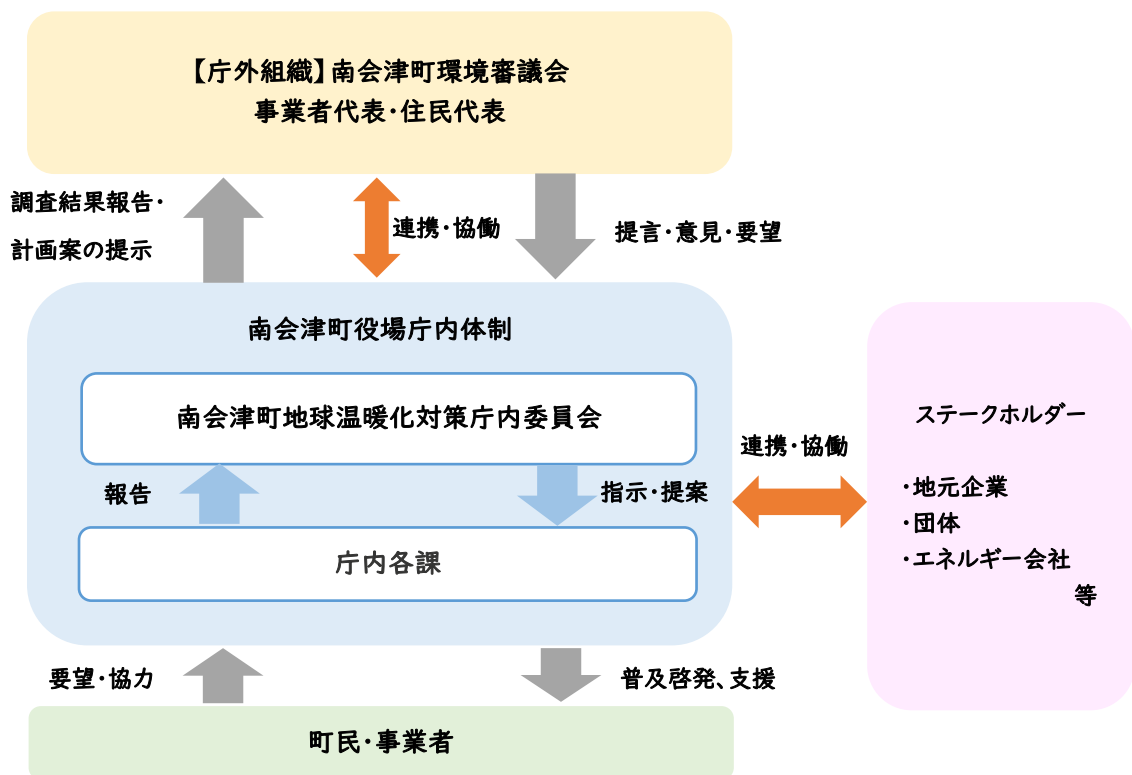


図7-1 計画の推進体制

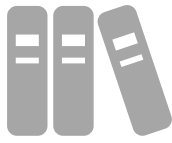
7-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図7-2 PDCA サイクル



資料編

Ⅰ 南会津町環境審議会設置について

(1) 環境審議会条例

平成19年3月20日

条例第3号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境保全に関する基本的事項の調査及び審議をするため、南会津町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 環境の保全に係る基本的事項に関すること。
- (2) 環境に関する条例の制定又は改廃に関すること。
- (3) その他環境保全に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 環境保全に関し学識経験を有する者
- (2) 町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境水道課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

順不同

	氏名(敬称略)	所属	審議会役職
1	平野 健一		会長
2	平野 睦夫		委員
3	平野 道子		委員
4	岩渕 百合		委員
5	渡部 巖夫	(株)住田光学ガラス	委員
6	鈴木 直記	(株)会津工場	委員
7	齋藤 美希	南会津町商工会 女性部	委員
8	星 博文	JA会津よつば田島営農経済センター	委員
9	星 祐治	南会津森林組合	副会長
10	平山 武公	会津信用金庫田島支店	委員

2 南会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定経過

（1） 諮問書

6 環 第 2 0 9 号

令和6年8月29日

南会津町環境審議会
会長 平野 健一 様

南会津町長 渡部 正義

南会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（諮問）

南会津町環境審議会条例第2条第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 南会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

(2) 答申書

令和7年3月24日

南会津町長 渡部 正義 様

南会津町環境審議会長 平野 健一

南会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（答申）

令和6年8月29日付け6環第209号で諮問ありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 南会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 別紙のとおり

(3) 南会津町環境審議会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年8月29日(木)	南会津町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定方針について、基礎調査結果の報告
令和6年10月24日(木)	計画書素案の概要説明、意見交換(将来像、目標、施策について)
令和6年12月17日(火)	計画書最終案の確認

3 パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和7年1月29日(水)～令和7年2月28日(金)
周知方法	町ホームページ、町のお知らせ、町 LINE・登録メール
閲覧場所	南会津町役場2階町政情報コーナー、各総合支所振興課、町ホームページ
結果	寄せられた意見はありませんでした。

4 アンケート調査結果概要

(1) 住民アンケート

アンケート期間	令和6年9月2日(月)～9月24日(火)
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の住民1,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	367件・36.7%

(2) 事業者アンケート

アンケート期間	令和6年9月2日(月)～9月24日(火)
調査対象	南会津町内事業者 100社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	31件・31.0%

5 二酸化炭素排出量の算定方法

第4章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

(1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて、現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出される CO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等} \times \text{市区町村の製造品出荷額等} \times 44 / 12$
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出される CO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出される CO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
業務その他部門	業務その他部門から排出される CO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
家庭部門	家庭部門から排出される CO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$
運輸部門 (自動車)	運輸部門(自動車)から排出される CO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{全国の自動車車種別炭素排出量} / \text{全国の自動車車種別保有台数} \times \text{市区町村の自動車車種別保有台数} \times 44 / 12$

一般廃棄物	一般廃棄物から排出される CO₂は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO₂/t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO₂/t)」を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO₂排出量=焼却処理量×(1-水分率)×プラスチック類比率×2.77+焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×2.29
-------	--

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢(BAU)ケース)

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。(BAU 排出量=現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量)

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成26(2014)年度から令和5(2023)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6(2024)年度までは令和2(2020)年度と同数値で推移すると仮定。

6 気候変動の将来予測及び影響評価

(1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀(2100年頃)に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

ア 農業・林業

項目	予測される影響
農業	・気温上昇の影響で、出穂後の高温遭遇による高温登熟障害のリスクの増加。 ・水稻収量は近未来においては、平野・盆地を中心に減収、現在気温の低い南会津等を中心に増収。 ・気温上昇等による、果実品質の低下や気象災害の増大などの影響。 ・モモはほとんど影響を受けないか、栽培適地が拡大。 ・リンゴは温暖化の進行に伴い、浜通りや中通りなどで現在の栽培適地が不適地化。 ・気温上昇による害虫の分布域の拡大、害虫・天敵相の構成変化。 ・米を食害するカメムシ(アカスジカスミカメ)の世代数が、2040年頃に現在より1世代増加。 ・気候変動に伴う降雨パターンの変化による地域における体制の変化。
林業	・成長に優れたエリートツリーの種苗生産体制を確立し、森林による二酸化炭素の吸収作用強化を図る必要がある。 ・気温が現在より3℃上昇すると、蒸散量が増加し、特に年降水量の少ない地域でスギ人工林の脆弱性が増加する可能性がある。

イ 水環境・水資源

項目	予測される影響
水環境	・気温上昇の影響で、ダム等において植物プランクトンが増加することによる水質悪化。 ・一部のダムで富栄養化が予測。
水資源	・年間の無降水日の増加による渇水の増加。

ウ 自然生態系

項目	予測される影響
陸域生態系	・気候変動の影響で、植物種が変化することによる生物多様性の損失。 ・全国的にブナ林の適地が縮小するなか、極端な気候変動シナリオにおいても南会津の一部では残ると予測されており、重要な地域になる。 ・降雪量の減少に伴うニホンジカ、イノシシ等の生息域の拡大や生息数の増加による、農林業等への被害拡大。
淡水生態系	・現時点で日本における影響を定量的に予測した研究事例は限られるものの、富栄養化が進行している深い湖沼において、水温の上昇による湖沼の鉛直循環の停止・貧酸素化と、これに伴う貝類等の底生生物への影響、富栄養化の加速。 ・積雪量や融雪出水の時期・規模の変化による、融雪出水時に合わせた遡上、降下、繁殖等を行う河川生物相への影響。
その他	・降水量の変化や地下水位の低下による、雨水滋養型の高層湿原における植物群落への影響。

エ 自然災害

項目	予測される影響
河川(洪水)	・21世紀末の会津地方で洪水被害額の増加。
山地	・大雨の発生数及び降雨量の増加による、山地や斜面周辺地域の斜面崩壊等の土砂災害の増加。

	・年ごとの要因による変動の範囲で斜面崩壊の発生。
強風等	・強風や強い台風の増加。 ・強い台風の増加等に伴い、中山間地域における風倒木災害の増大。

オ 健康

項目	予測される影響
暑熱	・人間が気温上昇に対し適応しなかった場合、熱ストレスによる死亡数が増加。 ・気温上昇による熱中症増加に関連し、熱中症は高齢者の発生率が高いことから、高齢者割合の高い農林水産業においてさらなる増加。
感染症	・大雨の影響で、飲料水源に下水が流入することによる消化器疾患の発生。 ・RCP4.5シナリオ、RCP8.5シナリオで、21世紀末にかけて日本全国で下痢症の罹患率の低下。 ・食中毒発生のリスク増加。 ・デング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域の拡大。 ・ヒトスジシマカの吸血開始日の早期化。 ・ヒトスジシマカやアカイエカの活動期間の長期化。
その他	・産業や交通が集まるため、オキシダント濃度が高い都市部において、気温上昇に伴う濃度の上昇、健康被害の増加。 ・脆弱性が高い集団への影響について、暑熱による高齢者の死亡者数の増加、だるさや疲労感、寝苦しさ。

カ 産業・経済活動

項目	予測される影響
エネルギー	・短期的には発電量の減少や事業進捗の遅れはあるものの、限定的な影響。
製造業	・平均気温の変化による、企業の生産過程、生産施設の立地等に物理的な影響や、生産技術の選択、生産費用等の経営環境にも影響。
商業	・急激な気温変化や大雨の増加等による、季節商品の需給予測の困難化。 ・大雨や台風による、百貨店やスーパー等の売上の増減や臨時休業。 ・気候変動による温暖化の影響で、飲料の需要増加、魚介類・肉類の需要減少。
食品製造業	・原材料である農畜水産物の品質悪化や災害によるサプライチェーンへの影響。
金融・保険	・自然災害とそれに伴う保険損害が増加することで、保険金支払額や再保険料が増加。
建設業	・日本建築学会において、気候変動に適応した建築計画・都市計画の在り方が議論されている。
自然資源を活用したレジャー業・観光業	・スキー場における積雪深の減少。 ・積雪深の減少に伴う来客数、営業利益の減少。
医療	・救急外来における熱中症患者等の増加。 ・医療用設備等への被害による、医療提供体制への影響。

キ 国民生活

項目	予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	・気候変動による短時間強雨や渇水の頻度、強い台風の増加等が進むことによる影響。
文化・歴史等を感じる暮らし	・さくらの開花日及び満開期間の変化による、花見ができる日数の減少。 ・さくらを観光資源とする地域への影響。
その他	・快適性が損失し、だるさ、疲労感等の健康影響についても、特に昼間の気温上昇による悪化。 ・気温上昇に伴う体感指標である WBGT（暑さ指数）の上昇傾向。 ・熱ストレスが増加することによる労働生産性の低下、労働時間の経済損失の発生。

(2) 南会津町における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、福島県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。
なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国及び福島県の影響評価

重大性：特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」

緊急性、確信度：高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・町への影響度

A：国・県の影響評価でいずれも重大性が●、緊急性・確信度が●であるもの、もしくは、町が影響度について非常に高いと判断したもの

B：国・県の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるもの、もしくは、町が影響度について高いと判断したもの

C：県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本町に当該地域特性がないもの

分野・項目			国の評価			福島県の評価			町への 影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	●	●	●	A
		野菜等	◆	●	▲	◆	●	▲	B
		果樹	●	●	●	●	●	●	B
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	●	▲	▲	B
		畜産	●	●	▲	●	●	▲	B
		病虫害・雑草等	●	●	●	●	●	●	A
		農業生産基盤	●	●	●	●	●	●	A
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	●	●	▲	B
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲				B
水資源・水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	●	▲	▲	B
		河川	◆	▲	■	◆	▲	■	B
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	●	●	●	A
		水供給(地下水)	●	▲	▲				B
		水需要	◆	▲	▲				B
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	●	●	▲	B
		自然林・二次林	●	●	●				B
		里地・里山生態系	◆	●	■				B
		人工林	●	●	▲				B
		野生鳥獣の影響	●	●	■	●	●	■	B
		物質収支	●	▲	▲				C
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■				B
		河川	●	▲	■				B
		湿原	●	▲	■				B
	その他	生物季節	◆	●	●				B

		分布・個体群の変動	●	●	●				B
沿岸域 自然災害・	河川	洪水	●	●	●	●	●	●	A
		内水	●	●	●				B
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	●	●	●	A
	その他	強風等	●	●	▲				B
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲				C
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●				A
		熱中症等	●	●	●	●	●	●	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲				C
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	●	●	▲	B
		その他の感染症	◆	■	■				B
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	◆	▲	▲	B
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲				A
		その他の健康影響	◆	▲	▲				B
産業・経済活動	製造業		◆	■	■	●	▲	▲	B
	食品製造業		●	▲	▲				B
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	◆	■	▲	B
	商業		◆	■	■				B
	小売業		◆	▲	▲				B
	金融・保険		●	▲	▲				B
	観光業	レジャー	◆	▲	●				B
	自然資源を活用した レジャー業		●	▲	●				B
	建設業		●	●	■				B
	医療		◆	▲	■				B
国民生活・都市生活	都市インフラ・ ライフライン等	水道、交通等	●	●	●	●	●	●	A
	文化・歴史な どを感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●				B
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●				B

あ 行

●一酸化二窒素(N_2O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO_2)やメタン(CH_4)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の265倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、 20°C 以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●エコアクション

環境にプラスの影響を与えることを目的とした活動のこと。日本では、「エコアクション21」と呼ばれる環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)が有名。こちらでは、一般に「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組み。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭

素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO_2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。

●渇水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムの貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

●活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11(1999)年政令第143号)第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う CO_2 の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO_2 の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[トン]が活動量になる。

●家庭エコ診断

効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行うこと。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境配慮型商品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等のこと。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められている。

●京都議定書

平成9(1997)年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気を

つくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

●コンパクトなまちづくり(コンパクトシティ)

住まい・交通・公共サービス・商業施設等の生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市。又は、その政策のことをいう。

●コンポスト

「堆肥(compost)」や「堆肥をつくる容器(composter)」のこと。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素(NF₃)

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約16,100倍。

●シェアリング

モノや空間等、さまざまなサービスを個人間で共有すること。

●次世代自動車

「ハイブリッド車」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●森林環境譲与税

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

●スマートムーブ

通勤や通学、買い物や旅行等日々の暮らしの中の移動について、地球温暖化の原因の一つとされる二酸化炭素の排出量の少ない方法を選択することで、「移動」を「エコ」にするライフスタイルのこと。

●雪冷熱(せつれいねつ)

冬の間に降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用されるもの。雪氷熱(せっぽうねつ)ともいう。

●ゼロカーボンアクション 30

「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指し、ひとりひとりができることから暮

らしを脱炭素化するための環境省が推奨するアクション。

●ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする首長が公表した地方自治体のこと。

●ゼロカーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのこと。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地域マイクログリッド

限られた区域の中で、再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池等で電力量をコントロールし、区域内の電力供給を賄うことができる地産地消のシステム。マイクログリッドは「micro=極小の」と「grid=送電網」を組み合わせた単語。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアに限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力10,000kW~30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●デマンド型交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

●都市計画マスタープラン

長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現における大きな道筋を明らかにするもの。

な 行

●内水

洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。

●二酸化炭素排出量実質ゼロ

Net Zero(ネットゼロ)とも呼ばれる。二酸化炭素の排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出

量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。

●農研機構

日本の農業と食品産業の発展のため、基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行う機関。

は 行

●パーフルオロカーボン(PFCs)

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロンのこと。化学式は CF_4 。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍。

●バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。

●バイオマスボイラー

木屑や紙屑、廃タイヤ等の産業廃棄物を燃料とし、水蒸気及び温水等を生成する熱源機器のこと。

●ハイドロフルオロカーボン(HFCs)

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27(2015)年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。発効に必

要な要件を満たしたことで、平成28(2016)年11月4日に発効された。

●ヒートアイランド現象

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因(土地用途、法令、施工等)を満たさないもの」を除いたもの。

ま 行

●メタン(CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

ら 行

●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラのこと。元々の英語(lifeline)の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道(上水道、下水道)等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送(交通)システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄(SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

数字・アルファベット

●3R

「Reduce(ごみの抑制)」、「Reuse(再利用の推進)」、「Recycle(再資源化の推進)」の3つの頭文字「R」を組み合わせたごみを減らすためのキーワード。「Refuse(ごみ発生の回避)」と再生資源代替の推進(Renewable)を組み合わせると**4R+Renewable**とも呼ばれる。

●ASSET 事業

CO₂排出量の増加が著しい業務部門や、全部門に占めるCO₂排出量の割合が最大の産業部門において、先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズムを活用することで、CO₂排出量大幅削減を効率的に図る制度。

●BAU(ビーエーユー、現状すう勢ケース)

「Business As Usual(ビジネス アズ ユージュラル)」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

●BEMS(べムス)

「Building Energy Management System(ビルエネルギーマネジメントシステム)」の略称で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。

●COP(コップ)

「Conference of the Parties(締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●CSR(シーエスアール)活動

「Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)」の略語で、企業が組織活動を行うにあたって担う環境への配慮や社会貢献等の社会的責任のこと。

●EMS(エネルギーマネジメントシステム)

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

●ESG

環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の頭文字を合わせた言葉。経済が発展していく一方で、気候変動問題などの環境問題、サプライチェーンにおける労働問題などの社会問題、企業の不祥事など企業統治の問題が浮上し、非財務情報であるESGが重要視されている。

●EV(イーブイ)

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FCV(エフシーブイ)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●FIT(フィット)

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●FM 率(Forest Management 率、森林経営率)

「森林経営」に該当する森林の面積の割合のこと。

●GX(ジーエックス)

「Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

●ICT(アイシーティー)

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

●J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

●Net Zero(ネットゼロ)

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。

●PDCA(ピーディーシーイー) サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHV(ピーエイチブイ)

「Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)」の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

●SDGs(エスディーゼーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー

ギー機構により、自治体が SDGs に取り組むためのガイドラインが策定されている。

●SHIFT 事業

工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組を創出し、その知見を広く公表して横展開を図り、我が国の2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的として、意欲的なエネルギー起源CO₂削減目標を盛り込んだ脱炭素化促進計画を策定する事業、及び脱炭素化促進計画に基づき高効率機器導入・電化・燃料転換・運用改善を実施してCO₂排出量を削減し、排出量の算定及び排出枠の償却を行う事業に対して補助金を交付する事業のこと。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維

持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

●ZEV(ゼブ)

「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。



南会津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 南会津町 環境水道課

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島後原甲 3 5 3 1 - 1

TEL 0241-62-6140

発行 令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年 3 月
